

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	国の機関における公文書の保存について
他言語論題 Title in other language	Archiving of Public Records by Government Agencies
著者 / 所属 Author(s)	山田 敏之 (YAMADA Toshiyuki) / 前 国立国会図書館 調査及び立法考査局長 専門調査員
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	836
刊行日 Issue Date	2020-09-20
ページ Pages	01-27
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	国の機関の公文書保存制度の歴史、実際に保存されている文書の特徴、歴史公文書が保存されていない場合の原因を論ずることにより、明治以来の国の機関における公文書保存の実情を明らかにする。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 国の機関における公文書の保存について

前 国立国会図書館 調査及び立法考査局長  
専門調査員 山田 敏之

## 目 次

はじめに

### I 国の公文書保存制度の歴史

- 1 明治前期における公文書保存制度の確立
- 2 国立公文書館の設立
- 3 行政機関情報公開法・国立公文書館法の制定
- 4 公文書管理法の制定

### II 各省庁等の公文書の保存状況

- 1 江戸幕府等の公文書の保存状況
- 2 明治以降昭和 20 年以前の公文書の保存状況

### III 歴史公文書が残っていない場合の原因

- 1 庁舎火災による公文書の焼失
- 2 敗戦時の公文書の焼却処分
- 3 連合国による公文書の接收
- 4 不要文書の廃棄
- 5 決裁文書中心の保管・保存実務

おわりに

キーワード：公文書管理、公文書保存、国立公文書館、行政機関情報公開法、公文書管理法、  
国立公文書館法、裁判記録、公文書廃棄

## 要 旨

- ① 国の機関において、明治10年代まで文書は原則として全て永久保存とされていたが、保存量が増え、保存コストもかかったことから、明治20（1887）年前後には各機関で永久と有期の文書保存年限が定められた。この結果、処分の済んだ文書を省内各局課の文書の編さん・保存を所掌する課に送付し、永久以下の保存年限の別に分類、編綴して保存する制度が確立した。以後、平成21（2009）年に公文書管理法が制定されるまでこの制度が継続した。
- ② 公文書館の制度は、明治前期に欧州諸国の制度が調査されたが導入されなかった。当時非現用となった江戸幕府の文書は図書館で扱うものとされ、東京帝国大学附属図書館等に移管された（その多くが関東大震災で焼失した。）。戦後になり、日本学術会議の勧告をきっかけとして、昭和46（1971）年に国立公文書館が設立されたが、歴史資料として重要な公文書（歴史公文書）の移管は進まなかった。
- ③ 平成11（1999）年に行政機関情報公開法と国立公文書館法、平成21（2009）年に公文書管理法が制定され、各行政機関において統一した文書管理規則が定められた。国立公文書館法で行政機関との合意による移管制度が導入され、公文書管理法では内閣総理大臣（内閣府）の同意なく文書を廃棄することができなくなり、一連の業務プロセスに係る相互に密接に関連する行政文書をひとまとめにした行政文書ファイルを作成し、当該ファイルにまとめて保存期間を設定することが義務付けられた。
- ④ 国立公文書館への移管が進み、現在保存状況がほぼ明らかになっている昭和20（1945）年以前の公文書の特徴を挙げれば、決裁文書が中心であること、省庁によりその保存状況は異なること、帰化許可、恩給裁定、各種免許関係や許認可関係文書が多く残っていること、通牒・例規綴が多く残っていること、決裁文書以外の調査会資料などはあまり残っていないこと、外務省を除き一件書類はほとんど残っていないこと、戦争遂行関係の文書は連合国に接収され返還された文書を除きほとんど残っていないこと、などである。
- ⑤ 歴史資料として重要な公文書が保存されていない場合、その原因としては、関東大震災や空襲その他による火災での焼失、敗戦時の焼却処分、連合国により接収され未返還であること、不要文書として廃棄されたこと、決裁文書中心の保管・保存実務の中で決裁文書以外の文書が残っていないこと、外務省を除き案件に関する一件書類を組織的に編さんしてこなかったこと、などが挙げられる。

## はじめに

行政省庁等における公文書の改ざん、隠蔽、恣意的な廃棄等の不祥事が相次ぐ中、我が国ではこれまで公文書の管理がおろそかにされてきたという言説が喧伝されている。特に敗戦時の公文書の焼却は、それを象徴する行為として糾弾されることが多い。

本稿は、このような状況の中で公文書の管理、特に歴史資料として重要な公文書の保存に係る問題を考える上で前提となる事実を提供すべく、我が国の明治以降の公文書保存の実情を明らかにしようと試みたものである。第Ⅰ章では、公文書の保存、廃棄等の前提となる国の機関における公文書保存制度について、明治前期にどのような制度が確立されたかを論じ、その制度がここ 20 年余りの間にどのように変更されてきたかを概観する。第Ⅱ章では、明治前期に確立された制度に基づき実際にどのような公文書が保存されてきたかを、現在保存状況がほぼ明らかになっている昭和 20（1945）年以前の公文書について、各機関別の保存状況を示すことにより明らかにする。第Ⅲ章では、第Ⅱ章での検討結果を踏まえ、歴史資料として重要な公文書が残っていない場合にその原因となった出来事や事情を論ずる。

## I 国の公文書保存制度の歴史

### 1 明治前期における公文書保存制度の確立

#### (1) 太政官における記録編さん・保存

明治政府の記録編さん事務は、明治元（1868）年 11 月 2 日に行政官<sup>(1)</sup>に「日々御決議」の対象となった案件を分類編集し、「御記録」を作成する記録掛（記録担当官）が置かれたときから始まった<sup>(2)</sup>。太政官（明治 2（1869）年 7 月に行政官から改組）記録掛においては、遅くとも明治 4（1871）年には、「太政類典」（公文書等から典例条規（先例・法令等）を採録し、浄書した上で、部門に分類し、年代順に編集したもの）の編さんに着手していたが<sup>(3)</sup>、その進捗は遅れていた。しかし、明治 6（1873）年 5 月 5 日の皇城の火災により太政官正院の文書の大半が焼失した直後から、「太政類典」と「公文録」（省府県等から太政官への奏請、上申、照会等の文書原本を、これに関する太政官の決裁文書原本及び太政官内の部局・各省等の関連文書原本とともに年別・機関別に編さんしたもの）の編さんが、火災前の慶応 3（1867）年 10 月から明治 6（1873）年 4 月までの遡及分を含め、積極的に進められた<sup>(4)</sup>。太政官制の下においては、各省は、些末な事柄についても太政官に伺いを立て、その指示を受けていたが、「公文録」は、案件について詳

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 2（2020）年 6 月 30 日である。引用した文章中においては、一部新字体を用いた。

(1) 慶応 4（1868）年閏 4 月の政体書により太政官を議政、神祇、行政、会計、軍務、外国、刑法の 7 官に分ける体制となった。そのうち行政官は行政権に係る神祇官、行政官、会計官、軍務官を統括した。明治 2（1869）年 7 月の官制改革で神祇官・太政官の 2 官と太政官の下に 6 省を置く体制、次いで明治 4（1871）年 7 月の官制改革で太政官を正院・左院・右院で構成し、その下に諸省を置く体制となった。

(2) 渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996、pp.165-166。

(3) 「太政類典」の編さんが行われた理由は、太政官制時代は法令が未整備であったため、執務の拠り所として先例が重視されたことにあると見られている（同上、p.192）。

(4) 中野目徹「公文録と太政類典」加藤周一ほか編『日本近代思想大系 別巻』岩波書店、1992、pp.8-10。

細な説明が書かれている省府県等から太政官への奏請等の文書に、当該案件についての太政官の決定に至るまでの関連文書を添えることにより、案件の問題点と決定までの経緯を辿ることができるように手間をかけて編さんされたものである。以後、「太政類典」(明治15(1882)年に「公文類聚」に改題)と「公文録」は、内閣制度発足後にそれぞれ改編、廃止されるまで<sup>(5)</sup>、編さん・保存が続けられた。

## (2) 明治20年前後における文書保存制度の確立

内閣制度発足に伴い制定された「各省官制通則」(明治19年2月26日勅令第2号)で、プロイセンの文書処理制度などを参考にして<sup>(6)</sup>、到達文書の接受から各局への配付、各局課における処分案の起草、大臣決裁、発送(施行)、保存に至るまでの各省統一の文書処理手続が定められた。この通則では、発送後の原文書は主務局課に返付され、その後、各局課で処分済みとなった文書は、省内各局課の公文書の編さん・保存を所掌する総務局記録課又は記録局に送付され、保存されると規定された。この通則に基づき各省がそれぞれ規則を制定することによって、各省で稟議制による文書決裁の処理手続が採用され<sup>(7)</sup>、その処理手続を経て処分済みとなった文書の総務局記録課又は記録局<sup>(8)</sup>での編さん保存が行われることになった。

一方、明治10年代まで文書は原則として全て永久保存とされていたが、明治10(1877)年前後には文書の保存量が増え、保存コストもかかることから、不要文書の廃棄が検討され始めた<sup>(9)</sup>。内閣制度発足後の明治20(1887)年前後には、各省の文書保存規則で、欧州諸国の制度を参考にして<sup>(10)</sup>永久と有期(例えば、20年、5年、1年)の文書保存年限が規定され、保存年限ごとに該当する具体的な文書の類型(例えば、永久保存文書ならば、「法律、勅令、閣令、閣議提出、省令の類」、「採録シタル建白請願ノ類」等)が掲げられた。保存年限の長短は、例規・証拠として執務上で参照する必要性によって決められた<sup>(11)</sup>。

(5) 明治18(1885)年12月22日の内閣制度発足直後の同月26日、内閣総理大臣伊藤博文が内閣達により各省大臣に示した5項目から成る「各省事務ヲ整理スルノ綱領(官紀五章)」の第3に「繁文ヲ省ク事」を掲げ、太政官制の下では上司に稟請しその命を受けて施行する慣習があり、事務の停滞、官吏の冗多、官僚の文書依存といった「文書繁多ノ弊」が生じているとして文書事務の改革を求めた。これに基づき、「公文録」は明治18(1885)年末をもって編さんが中止され、「公文類聚」は、明治19(1886)年以降、その編さん方法が変更され、単に法律、勅令等の決裁文書を分類して編綴したものとなった(「記録改良順序ヲ定ム」(明治19年1月4日)国立公文書館所蔵『記録局諸規則沿革録二 記録課之部二』所収)。

(6) 橋本陽「ドイツと明治政府の記録管理—レジストラトゥーアを伝えたお雇い外国人—」『レコード・マネジメント—記録管理学会誌—』68号, 2015.3, pp.51-53.

(7) 牧原出「『記録保存型文書管理』と『意思決定型文書管理』」総合研究開発機構・高橋滋共編『政策提言—公文書管理の法整備に向けて—』商事法務, 2007, p.249.

(8) 明治23(1890)年の各省官制通則全部改正(勅令第50号)で、各省で総務局を置かず大臣官房にその事務を所掌させることができると規定された(第22条)。この後、多くの省では、総務局記録課・記録局に代わり、大臣官房文書課が文書の編さん・保存事務を所掌するようになった。

(9) 水野保「近代公文書の管理制度—何を重要と考えたのか/想定された利用者像から見た制度の特徴—」台湾史研究部会編『現代の公文書史料学への視座』(社研叢書 19)中京大学社会科学研究所, 2006, pp.441, 450; 渡辺前掲注(2), pp.179-180.

(10) この時期に欧州諸国の官庁の保存年限制度を調査した資料を見つけることはできなかった。なお、御雇外国人パウル・マイエット(Paul Mayet)が通信省に雇われているときにまとめた報告書『記録法案』(国立公文書館所蔵)(復刻資料として「マイエット氏稿記録法案」國學院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集 第16—マイエット答議三—』國學院大学, 1995, pp.143-210. 明治20(1887)年3月に作成されたと推定されている(橋本前掲注(6), p.56)。)ではドイツ通信管理局(Deutsche Reichs-Postverwaltung)と日本の通信省の文書保存年限を比較し、日本の制度の問題点を指摘している。

(11) 中野目徹「内閣記録局小史—太政官・内閣文書の編纂と保存—」『日本歴史』628号, 2000.9, pp.33-34. 司法省では決裁者のレベルも加味された。なお、内務省、文部省、東京府、台湾総督府の文書保存規則では、永久保存

また、こうした保存年限制度を基にして、各省の規則では、保存文書を決裁文書単位で年別・保存年限別に、局別・主管科目により区分し、決裁年月日順に編綴する編さん方法が規定された<sup>(12)</sup>。ただし、外務省では、「文書ノ脈略関係ヲ詳ラニスルタメ必要ナ整理」を行う編さん方法が採用され、他省のように保存年限別の決裁文書単位ではなく、事件単位の編さんが行われた。頻繁な往復文書のある重大事件は一件で一つの簿冊、些少な一件書類の小事件は各件を合纂して雑件の簿冊、1、2の往復文書で終わるものや事件とは呼べない種類の報告・例規等は綴込又は雑纂の簿冊に編さんするなどとされた<sup>(13)</sup>。同時に、永久保存文書の範囲を「我国ト外国トノ修交通商ニ関シ後來ノ参考ト為ルヘキ一切ノ書類」<sup>(14)</sup>と広く定め、この編さん方法により一件書類中に取り込んだ様々な文書を一体として永久保存とすることを可能とした。

このような文書保存年限と編さん方法の基本的な枠組みは、後述の公文書管理法が施行されるまで継続した。

### (3) 公文書館制度の調査

図書館、博物館は既に幕末期に紹介されたが、文書館が紹介されたのは明治になってからであった。明治4(1871)年から明治6(1873)年にかけてヨーロッパ諸国に派遣された岩倉使節団は、イタリアのベニスで公文書館(アルチーフ)を視察し、その公式記録『特命全権大使米欧回覧実記』で著者の久米邦武は文明国における法制度の基礎として文書館の役割を評価した<sup>(15)</sup>。明治6(1873)年から明治9(1876)年にかけて文部省が刊行し、我が国の学制導入の際に参考にしたといわれる『仏国学制』の附録では、書籍院(図書館)とともに旧録館(文書館)が紹介されている。太政官・内閣では、『仏国記録書』と『仏国文庫規則』<sup>(16)</sup>及びプロイセン公文書管理の入門書を翻訳した『普国記録法』<sup>(17)</sup>、プロイセン・仏・英の公文書館法制の

すべき文書の内容の一つに「国史ノ材料トナルヘキモノ」等史料的価値が挙げられていた(水野 前掲注(9), pp.441-444;「文部省総務局記録課処務細則(明治19年9月25日内達)」中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集 中央行政機関編』岩田書院, 2009, p.953)。

(12) 「内務省文書保存規則 明治二十一年七月十四日改正」国立公文書館所蔵『公文類聚 明治21年』所収;「大蔵省文書編纂規則」(「大蔵省文書保存規則ヲ稟定ス」国立公文書館所蔵『公文類聚 明治19年』所収)

(13) 「外務省記録文書編纂規則」(明治23年12月15日)(中野目・熊本編 前掲注(11), pp.461-470)

(14) 「外務省記録課文書保存規程」(明治23年12月15日)(同上, p.471)

(15) 青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と「史料館」・「文書館」の設置」安藤・青山編著 前掲注(2), p.248. 公文書館に関する記述は以下のとおり。「智巧開クレハ、世ニ棄物ナシ、文運昌ナル地ニハ、文書ヲ愛重ス…(中略)…瑣末ノ器ニモ深理アリ、其理蘊ヲ開達スルヲ進歩ト云、故ニ市井閭ノ帳簿ハ、商法民法ノ基源ニテ、邦ノ治安カ、レリ、其之ヲ重ンスルノ積成ヤ、朝廷ノ典章文物、ミナ至宝ノ冊トナル、之ヲ軽ンスルノ積弊ハ、国ノ典法モ亦廢ス、是自然ノ理ナリ」(久米邦武編『特命全権大使米欧回覧実記 第4篇 欧羅巴大洲ノ部 中』博聞社, 明治11(1878), p.391)

(16) 『仏国記録書』2冊と『仏国文庫規則』3冊(いずれも国立公文書館所蔵)の原書の著者、タイトル等は示されておらず、これまで明らかになっていなかったが、ダロズ兄弟編『ダロズ法律事典』(D. Dalloz aîné et Armand Dalloz; avec la collaboration de plusieurs jurisconsultes, Répertoire méthodique et alphabétique de législation, de doctrine et de jurisprudence en matière de droit civil, commercial, criminel, administratif, de droit des gens et de droit public, tome V, 1847, Paris: Bureau de la Jurisprudence générale du royaume, pp. 201-234)の「公文書館—アーキビスト (archives—archiviste)」の項と「図書館 (bibliothèque)」の項の翻訳であると同定した。両調書の作成年は不明である。

(17) 舟橋重三訳『普国記録法』2冊(国立公文書館所蔵) 原書の著者、タイトル等は示されていないが、ホルツィンゲル (Georg Holtzinger)『記録課・公文書館学入門』(Georg Holtzinger, mit Beiträgen von Friedrich Leist, *Katechismus der Registratur- und Archivkunde: Handbuch für das Registratur- und Archivwesen bei den Reichs-, Staats-, Hof-, Kirchen-, Schul-, und Gemeindebehörden, den Rechtsanwälten und sowie bei den Staatsarchiven*, Leipzig: J. J. Weber, 1883)の翻訳であると同定されている(橋本 前掲注(6), pp.53-55)。太政官の罫紙と内閣の罫紙の両方に書かれていることから、この翻訳は内閣制度発足前後に作成されたと推定されている(青山 前掲注(15), p.287)。

紹介と法令の翻訳を掲載した調書<sup>(18)</sup>が作成されており、公文書館制度の調査が行われていたと見られる。しかし、公文書館制度は、導入されるには至らなかった。

内閣制度発足に伴う内閣の機構再編で内閣記録局に、内閣各局等の文書の記録編さんを所掌する記録課と、内閣各局その他の諸官庁の所属の図書の種類別保存を所掌する図書課が置かれた(明治18年12月24日内閣第76号達)。内閣記録局では、両課の事務の範囲を整理するため、明治19(1886)年2月15日に「記録図書目録記載ノ區別」を定めた。この区分により、既に公表されたか、公表しても支障のない書類や明治維新前の記録(古記録)は図書として扱い、内閣文庫(図書館)で分類保存し、公表すべき性質でない各官庁の公文書・報告類は記録として扱い、記録文庫で保存することになった<sup>(19)</sup>。公文書館が設立されない状況において、非現用となり、公表しても支障がなくなった歴史公文書を適切に保存し、官庁又は学術の研究利用に供するためには、図書館に移管するというのが、穏当な方策であったといえる。後述のように各省が引き継ぎ、非現用となった江戸幕府の公文書は、東京帝国大学附属図書館等に移管され、学術研究利用に供された。維新以後の公文書も非現用となった後、史料として重要なものは省によって省内に設置された図書館や博物館に移管された<sup>(20)</sup>。

## 2 国立公文書館の設立

昭和34(1959)年に日本学術会議は、政府に対し、学術資料として価値あるものを多く含む保存期間の過ぎた公文書の散逸消滅の防止、究極の目標として国立公文書館の設置を要望した「公文書散逸防止について」<sup>(21)</sup>の勧告を行った。政府はこれに応じて検討を進め、昭和46(1971)年に、総理府設置法の改正により、総理府の附属機関として国立公文書館が設置され、「国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供する」等の機関と規定された。

公文書の移管は、原則として国立公文書館が各省庁の協力を得て作成した移管計画に基づき行われた<sup>(22)</sup>。設立当初3か年の第1次移管計画では、長期にわたり保存してきた文書は歴史的、学術的にも貴重なものが多く、古くなった文書は適切な保管を講じないと散逸するおそれがあるということから、明治初年から終戦時(昭和20(1945)年末)までの文書の移管が行われた<sup>(23)</sup>。このときに関東大震災や戦災で被災することなく保管されてきた太政官・内閣の文書7万6千冊が総理府から移管された。これらの文書は量的にも膨大で内容的にも貴重なものであり、現在に至るまで国立公文書館所蔵文書のうち中核的な位置を占めている。しかし、その他の省庁からの移管文書10万6960冊は歴史資料として見るべきものが少なかった<sup>(24)</sup>。その後

(18) 『局務参考書(庶務)』(国立公文書館所蔵)には、「李国州内記録局官吏ニ対スル訓令」(Instruktion für die Beamten der Staats-Archive in den Provinzen Berlin, 31 August 1867の翻訳。なお、この原文はJohanna Weiser, *Geschichte der preußischen Archivverwaltung und ihrer Leiter*, 2000, Köln: Böhlau, 2000, S. 230-235に掲載)や「英国記録保存条例」(Public Record Office Act of 1838の翻訳)やプロイセン・英・仏の公文書館制度紹介などが掲載されている。内閣野紙に書かれており、内閣制度創設後に作成されたものである。

(19) 国立公文書館編『内閣文庫百年史 増補版』汲古書院, 1986, p.290; 青山 前掲注(15), pp.248-251.

(20) 司法省では昭和3(1928)年に設置した大臣官房調査課所属の調査研究施設である司法研究室の図書館に法典編さん関係文書、刑部省・弾正台の文書、明治前期の刑事裁判関係往復文書・供述書等を移管した(法務府『法務年鑑 昭和24』1950, pp.252-253; 司法省調査課編『和漢図書目録 昭和11年末現在』昭和12(1937), pp.1445-2359)。通信省では明治初年の郵便関係決裁文書を通信博物館に移管した(井上卓朗「郵政資料館所蔵「正院本省郵便決議簿」」『郵政資料館研究紀要』3号, 2012.3, pp.112-114)。

(21) 日本学術会議「公文書散逸防止について(勧告)」(昭和34年11月28日庶発第891号) <<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/02/04-62-k.pdf>>

(22) 国立公文書館編『公文書等の集中管理—保存・公開のための移管の重要性について—』1976, pp.23-27.

(23) 「国立公文書館を訪ねて」『O&M 情報』13巻2号, 1974, pp.34-35.

(24) 同上, p.35.

も移管される文書は基準<sup>(25)</sup>に基づき各省庁により選定されたため<sup>(26)</sup>、歴史資料として見るべき公文書の移管は進まなかった<sup>(27)</sup>。

### 3 行政機関情報公開法・国立公文書館法の制定

平成 11 (1999) 年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「行政機関情報公開法」)(法律第 42 号)が制定され、行政文書は「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」と定義され、各行政機関は同法の適正かつ円滑な運用のために行政文書を適正に管理し、政令の規定に従って行政文書の管理に関する定めを設けること等が規定された。同法施行令(平成 12 年政令第 41 号)で当該定め規定していなければならない事項として、系統的な行政文書の分類基準、施行令別表上欄に掲げる行政文書の区分に応じ、同表下欄に定める期間(最長期の期間は従前の永久保存を 30 年に変更)以上とした保存期間の基準、行政文書の作成又は取得時における保存期間満了日の設定、保存期間が満了した行政文書は国立公文書館等に移管するものを除き廃棄すること、などが掲げられた。これに基づき各機関で統一的な文書保存規則が制定された。

この行政機関情報公開法による行政文書管理の法整備にあわせて平成 11 (1999) 年に国立公文書館法(法律第 79 号及び第 161 号)が制定・改正され、国立公文書館は、行政に限らず立法・司法を含む国が保管する歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供する等の機関と規定された。また、内閣総理大臣(内閣府)は、内閣総理大臣と国の機関との協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する機関との合意により、その移管を受けることができ、その場合において、必要があると認めるときはあらかじめ国立公文書館の意見を聴くことができると規定された。この協議による定めとして、閣議決定等<sup>(28)</sup>により移管の手順や移管すべき文書の基準が定められた<sup>(29)</sup>。

(25) 開館前に定められた「国立公文書館設置についての要綱」(昭和 38 年 7 月 24 日公文書保存制度調査連絡会議決定、昭和 43 年 6 月 20 日最終改正)(国立公文書館『国立公文書館年報 昭和 46 年度』1972, 資料 p.2)で、移管対象文書は、永久保存又は 10 年以上の保存期間で 10 年経過したもの、10 年未満の保存期間でその期間を経過したもの等とされ、「公文書の移管について」(昭和 45 年 7 月 8 日)で「閣議請議に関するもの」等の移管対象文書の具体例が示された(津田秀夫「国立公文書館問題の推移と課題について」『歴史評論』249 号, 1971.5, p.21)。その後、国立公文書館編 前掲注<sup>(22)</sup>, p.21 では具体例に「昭和 20 年以前に作成された公文書等のすべて」が追加されるなど改訂され、さらに昭和 55 年 12 月 25 日各省庁連絡会議申合せ「公文書等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開措置の促進について」で永久保存文書は作成後 30 年まで、有期限の保存期間文書は期限の満了後 1 年(ただし 30 年を超えない時期)までに移管する等と改められた(国立公文書館編『公文書等の集中管理—保存・利用のための移管の重要性について—』1991, pp.21-23)。

(26) 国立公文書館編 1991 同上, p.24.

(27) 筆者が 1990 年代初めに国立公文書館書庫を見学した際に、いずれかの省庁から移管された大量のコンピュータ打出し帳票が所狭しと置かれていたことを記憶している。書庫に空きがあった当時、国立公文書館が文書の内容を問わず、移管してもらうことを優先していたことが窺われる。

(28) 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定);「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定)の実施について(平成 13 年 3 月 30 日各府省官房長等申合せ);「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」(平成 13 年 3 月 30 日閣議決定)等の運用について(平成 13 年 3 月 30 日各府省庁文書課長等申合せ)

(29) 小原由美子「国立公文書館の現状と課題—国の公文書等の移管制度を中心に—」『情報管理』48 巻 12 号, 2006.3, p.810.

しかし、移管に内閣府と国の機関との合意を必要としたため、国立公文書館の専門的意見よりも国の機関の担当課の判断が優先され、移管は円滑に進まなかった<sup>(30)</sup>。

#### 4 公文書管理法の制定

平成 21 (2009) 年には公文書の作成、整理、保存、廃棄、歴史公文書の保存・国立公文書館等への移管、利用という文書管理のライフサイクルについて統一的に規定した「公文書等の管理に関する法律」(以下「公文書管理法」)(法律第 66 号)が制定された。

これまでの保存期間別の決裁文書単位の保存では、法律制定改廃とその経緯、閣議・閣僚会議・省議の決定とその経緯など一連の業務プロセスに係る文書が別の保存期間の別の分類のファイルに編さんされ、一連の業務プロセスの全体像を把握することが困難であるという問題があった<sup>(31)</sup>。この法律では、相互に密接な関連を有する行政文書で、同じ保存期間にすることが適当であるものを一つの集合物(行政文書ファイル)にまとめ、行政文書ファイルについて分類し、名称を付し、保存期間及び保存期間満了日を設定することを義務付けた。

また、レコード・スケジュール制を採用し<sup>(32)</sup>、各行政文書ファイルについて、保存期間の満了前のできるだけ早い時期に、保存期間が満了したとき取る措置として、歴史公文書等<sup>(33)</sup>に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のは廃棄の措置を行政文書ファイル管理簿に記載すること、及び保存期間が満了した行政文書ファイルを廃棄しようとするときには、あらかじめ、内閣総理大臣(内閣府)に協議し、その同意を得、同意が得られないときは、新たに保存期間及び保存期間満了日を設定することを義務付けた。ただし、施行令で、1 年未満の保存期間の行政文書については行政文書ファイル管理簿に記載する必要がなく、歴史公文書に該当する行政文書は 1 年以上の保存期間を設定しなければならないとした。

1 年未満の保存期間の行政文書は、包括的同意が与えられ、協議を経ずに廃棄できるとされ<sup>(34)</sup>、また、1 年未満の保存期間の行政文書に当たるかどうかの基準も曖昧であったため、公文書管理法施行後、省庁の担当課の判断だけで当該文書に当たるとされ、文書が廃棄されていた<sup>(35)</sup>。この事態に対し、平成 29 (2017) 年に「行政文書の管理に関するガイドライン」が改正され、歴史公文書に該当しないものであっても、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を定めることとし、例外的に 1 年未満の保存期間とすることができる文書を「別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し」等の 7 類型に限定する措置が取られた。

<sup>(30)</sup> 『「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」—今、国家事業として取り組む— 公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告』2008.11.4, p.9.

<sup>(31)</sup> 同上, pp.5-7.

<sup>(32)</sup> 宇賀克也「日本における公文書管理法の制定と今後の課題」『アーカイブズ』45 号, 2011.10, p.31.

<sup>(33)</sup> 「行政文書の管理に関するガイドライン」(昭和 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定)で「歴史資料として重要な公文書その他の文書」は「【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書、【II】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書、【III】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書、【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書」と定義された。

<sup>(34)</sup> 「公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)第 8 条第 2 項の同意の運用について」(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定); 内閣総理大臣官房公文書管理課「改正「行政文書の管理に関するガイドライン(平成 29 年 12 月 26 日一部改正)」に関する解説集」2008.1.31, p.45 (Q8).

<sup>(35)</sup> 石井幸雄「行政文書の管理に関するガイドライン改正案のポイント—保存期間「1 年未満」の文書の取扱いを中心に—」2018.1. 自治体ポータル <<https://www.nec-nexs.com/supple/autonomy/column/ishii/column009.html>>; 「行政文書 1 年未満廃棄 次々 外交や防衛、管理に抜け穴」『毎日新聞』2017.7.11.

## Ⅱ 各省庁等の公文書の保存状況

### 1 江戸幕府等の公文書の保存状況

江戸幕府の文書・記録類は新政府に引き継がれ、評定所記録は司法省、寺社奉行所記録等は内務省、旧幕諸藩調達金証書、社寺領文書（いわゆる御朱印）、金座書類等は大蔵省、幕末外交史料及び条約正本等、幕府でなく大名家の文書であるが、対馬宗家文書のうち釜山にあった倭館の記録類<sup>(36)</sup>は外務省、江戸町奉行所の文書は東京府でそれぞれ保管されていた<sup>(37)</sup>。これらの文書は明治初期には新政府内で利用されていたが<sup>(38)</sup>、その後非現用となり、司法省の評定所記録は明治18(1885)年と明治26(1893)年に太政官文庫・内閣文庫、次いで明治37(1904)年に東京帝国大学法科大学に引き継がれ、東京帝国大学附属図書館で保管され<sup>(39)</sup>、寺社奉行所記録等、旧幕諸藩調達金証書、御朱印、倭館記録類のうち釜山領事館で保管されていた分（釜山文書）は各省から直接東京帝国大学附属図書館に引き継がれた<sup>(40)</sup>。また、江戸町奉行所文書と倭館記録類のうち外務省記録課で保管されていた分は、いずれも明治27(1894)年に東京図書館（国立国会図書館の前身）に引き継がれた<sup>(41)</sup>。

このうち関東大震災の際の火災で、東京帝国大学で保管されていた幕府文書等と大蔵省で引き続き保存していた金座書類等が焼失した<sup>(42)</sup>。また、外務省から明治42(1909)年に東京帝国大学文科大学史料編纂掛に大日本古文書編さん資料として貸し出され、東京帝国大学附属図書館で保管されていた条約正本の多くが破損・焼失した<sup>(43)</sup>。

琉球処分の際に日本政府が接収した琉球王国の最高機関である評定所の文書は、外務省から内務省が引き継ぎ保存していたが、関東大震災で焼失した<sup>(44)</sup>。

(36) 対馬宗家文書には、対馬藩庁、釜山の倭館、対馬藩江戸藩邸で作成された文書があり、このうち釜山の倭館で作成された文書は、倭館における日朝交流関係記録が大半を占める。明治6(1873)年に外務省が、維新以後も旧来通り宗家に委託していた日朝外交を専管した際に、倭館記録を引き継ぎ、本省記録課で保管した（田代和生「国立国会図書館所蔵『宗家文書』の特色」『参考書誌研究』76号、2015.3、pp.6-7）。明治30(1897)年まで釜山の領事館で保管され、外務省本省に移管された「釜山文書」（内務省社会局編『大正震災志 下』大正15(1926)、p.763）については、田代 同、p.5掲載の「対馬宗家文書保管所の変遷」図には言及はないが、同じく釜山の倭館記録類であると思われる。

(37) 内務省社会局編 同上、pp.750-753、762-764；三浦周行「失はれたる近世法制史料」『法制史の研究 続』岩波書店、大正14(1925)、pp.1391-1392；外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年 下巻』原書房、1969、pp.1285、1290。

(38) 江戸町奉行所の記録は、明治10(1877)年頃、東京府の行政上の参考資料として各課に配分して利用されていた（水野 前掲注(9)、pp.480-481）。

(39) 大賀妙子「江戸幕府評定所の記録類について」『北の丸』32号、1999.10、pp.19-20；和田萬吉「東京帝国大学附属図書館の罹災について」『中央史壇』9巻3号、大正13(1924)、p.52。

(40) 和田 同上、pp.52-53。釜山文書は「朝鮮併合後間も無く」移管されたとしている。

(41) 「年表」『国立国会図書館五十年史 資料編』（CD-ROM版）国立国会図書館、2001。

(42) 大森金五郎「文献の喪失 文化の破壊」『中央史壇』9巻3号、1924.9、pp.97-106；内務省社会局編 前掲注(37)、pp.750-752、762-763；内田魯庵「典籍の廢墟—失はれたる文献の追懐—」斎藤昌三編『紙魚繁昌記—魯庵隨筆—』書物展望社、昭和4(1929)、p.12。なお、明治法制史の研究者である手塚豊は、昭和15(1940)年頃に司法省の一室に評定所の記録といわれる100以上の包みがあったが、昭和20(1945)年3月10日の空襲で焼失したと記している（手塚豊「司法省非常勤嘱託前後の思い出」『民事研修』371号、1988.3、pp.3、6）。この文書の存在については他の文献で確認できなかった。

(43) 外務省百年史編纂委員会編 前掲注(37)、p.1290；内務省社会局編 前掲注(36)、pp.763-764。なお、安政6(1859)年10月17日の江戸城本丸火災で日米和親条約原本、日仏修好通商条約の「条約文意説明証書」等、文久3(1863)年11月15日の同本丸・二の丸火災で外国方の南島（小笠原諸島）掛所管の書類等がそれぞれ焼失している（「外交史料 Q&A 幕末期」外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/qa/bakumatsu\\_01.htm](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/qa/bakumatsu_01.htm)>；田中正弘『近代日本と幕末外交文書編纂の研究』思文閣出版、1998、pp.22-30）。

(44) 内務省社会局編 前掲注(36)、p.750；島尻勝太郎「評定所文書についての概観」琉球王国評定所文書編集委員会編『琉球王国評定所文書 第1巻』浦添市教育委員会、1988、p.7。琉球王国評定所文書として東京大学法学部法

## 2 明治以降昭和 20 年以前の公文書の保存状況

国立公文書館が開館以来移管を推進した結果、現在までに省庁から移管が進み、保存状況がほぼ明らかになっている昭和 20（1945）年以前の中央行政省庁・官衙及び旧植民地の中央庁の文書について、公表された資料を基に保存状況をまとめた（表 1）。関東局、南洋庁など中央庁の文書が全部又はほとんど現存していないと見られている機関については、記載を省略した。また、公表されていないが、各府省等で保管されている昭和 20（1945）年以前の文書はこれ以外に存在すると思われる。表 1 を中央行政省庁の文書のみを対象としたため、各地の裁判所の判決原本・訴訟記録、陸海軍の軍法会議の記録、戦時の捕獲審検所の事件記録は、第 1 章で取り上げなかった保存制度の変遷を含め、別の表に整理した（表 2）。行政裁判所の判決原本・訴訟記録も便宜上この表に含めた。裁判所の判決・裁判記録は戦後のものの所在も公表されているため、それらも含めて記載している。

これらの表は公文書として管理された文書の保存状況を見るためのものであるため、担当者等が自宅に持ち帰った自分用の文書ファイルを省庁や図書館等が本人又はその遺族からの寄贈等により入手したもの<sup>(45)</sup>は掲載していない。

この保存状況から次のような特徴を見て取ることができる（次章の表 3 も参照）。

- ① 残っている文書は決裁文書が中心である。各省庁の官房文書主管課で分類・編さんされた文書簿冊は、震災、戦災で被災していない内閣や宮内省では明治 6（1873）年の庁舎火災以降の全分類・分野の簿冊、外務省では庁舎火災で焼失した条約改正関係や敗戦時に焼却した以外の全分野の簿冊、文部省では震災以降の全分類の簿冊、台湾総督府でも一部の簿冊が紛失しているが明治 28（1895）年の統治開始から終戦までの文書が残っている。一方、大蔵省では決裁文書がほとんど残っていない。後述のように終戦直後の庁舎の引っ越しの際に焼却されたと見られる。なお、逓信省、鉄道省等の現業部門の文書は民営化された会社にそれぞれ引き継がれた可能性が高いが、現在の所在は明らかにされていない<sup>(46)</sup>。この点については、公文書管理法案に対する両院内閣委員会の附帯決議で「既に民営化された行政機関や独立行政法人等が保有する歴史資料として重要な文書について、適切に国立公文書館等に移管されるよう積極的に対応すること。」という項目が掲げられたが<sup>(47)</sup>、現在までのところ KDDI（株）が引き継いだ文書を国立公文書館に寄贈した例があるのみである（表 1 の逓信省の項参照）。
- ② 帰化許可、恩給裁定、各種免許関係や許認可関係文書が多く残っている。個人・法人の権利義務に係る決定の内容が記録された文書であり、証拠の保存を重視したことによると思われる。
- ③ 通牒・例規綴は比較的多く残っている。実務上の有用性によるものと思われる。
- ④ 外務省文書（記録）を除き、ある問題について関係文書を編さんした一件書類はほとんど

制史資料室で所蔵する内務省作成の目録の筆写と記録の一部の筆写（196 件）と昭和 61（1986）年に警察庁で保存されているのを研究者により発見され、昭和 61（1986）年度に同庁から国立公文書館に移管された写本（21 件）のみが現存している（島尻 同、pp.7, 9; 国立公文書館所蔵「琉球王国評定所文書」）。

(45) 旧蔵者名を冠した文書以外に、元内務省警保局理事官種村一男から警察大学校に 1970 年代に寄贈され、平成 10（1998）年 2 月に警察庁から国立公文書館に移管された「内務省警保局文書」（第 155 回国会参議院内閣委員会会議録第 4 号 平成 14 年 11 月 14 日 p.7（吉村博人警察庁長官官房長の答弁）；池田順「刊行にあたって」同編集・解説『昭和戦前期内務行政史料—地方長官警察部長会議書類— 第 1 巻』ゆまに書房、2000、p.1）、東京大学経済学部が古書店から購入した逓信省・運輸通信省で海運統制に従事した壺井玄剛が編史のために収集したと見られている「戦時海運関係資料」（原朗「戦時海運関係資料について」1999.3.31、東京大学経済学図書館・経済学部資料室ウェブサイト〈[http://www.lib.e.u-tokyo.ac.jp/\\_old/kaiun/kaisetsu.htm](http://www.lib.e.u-tokyo.ac.jp/_old/kaiun/kaisetsu.htm)〉）などがある。

(46) 高木重治「郵政関係移管文書の特徴」『北の丸』50 号、2018.3、p.2。

(47) 第 171 回国会衆議院内閣委員会会議録第 14 号 平成 21 年 6 月 10 日 pp.9-10; 第 171 回国会参議院内閣委員会会議録第 9 号 平成 21 年 6 月 23 日 pp.32-33。

残っていない。

- ⑤ 決裁文書以外の文書はあまり残っていない。調査会・審議会の議事録は、内閣総理大臣の監督に属する調査会等の多くについてはその議事録が国立公文書館で保管されているが、他の大臣の監督に属する調査会等については鉄道会議の議事録が鉄道博物館で保管されているにすぎない。大蔵省の「昭和財政史資料」は編史のために各局課で不要となった文書を収集したものであるため<sup>(48)</sup>、議事録の番号分など断片的な調査会資料を多数含んでいる。帝国議会のための答弁資料・参考資料は部分的には残っている。
- ⑥ 太政官制時代については、『公文録』等、政策決定過程を跡付けることができるような文書が多数残っている<sup>(49)</sup>。
- ⑦ 戦争遂行に係る文書は、接收され返還された文書を除き、ほとんど残っていない。敗戦時の焼却が主たる原因と思われる。

表1 中央行政省庁・官衙及び旧植民地中央庁の昭和20年以前の公文書保存状況

	保存されている公文書の内容及び引継ぎ等の経緯
太政官・内閣	<p>「公文録」[太政官で授受した各省府県等の文書を関連文書とともに年別・機関等別に編さんしたもの]（明治元～18）、「太政類典」[「公文録」等から典例条規（先例・法規等）を採録・浄書し、分類して編さんしたもの]と「公文類聚（集）」[明治15～18は「太政類典」の続編、明治19～は主に法律・勅令等の決裁文書の簿冊]（明治15～）、「公文別録」[重要な機密事項や事件等の記録類]（明治元～）、「公文雑纂」[内閣で授受した文書のうち、「公文類聚」等に採録されなかったものを年別・省庁別に編さんしたもの]（明治19～）、「諸官進退（状）」（明治4～13）、「官吏進退」（明治19～25）、任免・叙勲・叙位裁可書（明治26～）、「各種調査会・委員会文書」等[内閣総理大臣の監督に属する調査会等の議事録等]（明治20～）、その他が昭和46年度に、「御署名原本」[法令、勅令等の公布原本。敗戦に先立って西多摩郡大久野村に隠匿された<sup>(注1)</sup>]（明治19～）が平成5年度に総理府から国立公文書館に移管された。</p> <p>【太政官恩給掛～内閣恩給局】「恩給裁定原書」（明治12～）が平成28年度に総務省から国立公文書館に移管された。</p> <p>【軍需局・国勢院・内閣統計局】①「軍需局引継書類」[人事関係文書、送達簿等]（大正7～）が国勢院に引き継がれ、「国勢院引継書類」[人事関係文書、送達簿等]（大正9～11）とともに内閣記録課に引き継がれ、昭和46年度に総理府から国立公文書館に移管された。</p> <p>②国勢調査（昭和15）、人口調査（昭和19、20）、事变下重要物資移動状況（昭和14、15）等の結果原表が昭和54、57年度に総理府から国立公文書館に移管された。</p> <p>③国勢調査関係、その他調査関係書類（大正7～）が平成15年度に総務省から国立公文書館に移管された。</p> <p>【東北振興事務局・内閣東北局】「内閣東北局文書」[東北振興株式会社及び東北振興電力株式会社の設立委員会議事録、業務監督に関する文書、庶務関係文書等]（昭和10～）が昭和46年度に総理府から国立公文書館に移管された。</p> <p>【地方官会議】「会議原本」（明治7）、「建議及所見陳述書類」（明治7）、「会議筆記草稿」（明治11）、「議案並説明書原案」（明治11）、「決議録」（明治11）、「日記／日誌」（明治8）、事務局書類等が昭和46年度に総理府から国立公文書館に移管された。</p>
枢密院	<p>「御下附案」、「件名簿」、「議案配付案」、「審査報告」、「委員会録」、「会議筆記」、「決議」、その他の人事等の雑件書類が昭和46年度に総理府から国立公文書館に移管された。一部の文書が連合国に接收され、所在不明となっている<sup>(注2)</sup>。</p>
臣内府大	<p>「内廷録」、「日誌」、「鈴璽録」、「請願書」、「請願文書件銘簿」、「明治天皇御手許書類」[大正元年10月に内大臣府に下付され、昭和5年に図書寮に移管された]等が宮内公文書館に移管されている<sup>(注3)</sup>。</p>
宮内省	<p>「御署名原本」[皇室典範、皇室令その他の宮務法、一部の詔書の原本、これに附属する決裁文書や皇族会議議事録]（明治19～）、「皇室規程類纂」[明治22～43年に図書寮が宮内省文書中から「礼典法則ニ備フヘキ条々ノミ撰定」し、年別・部門別に編さんしたもの]、「幸啓録」、「恩賜録」、「儀式録」、「謁見録」等部局課の事務別に編さんされた簿冊等が宮内公文書館に移管されている<sup>(注4)</sup>。</p>
外務省	<p>幕末以来の条約書<sup>(注5)</sup>と国書・親書<sup>(注6)</sup>、「外務省記録」[外務省創設以来の在外官署との往復電報・公信類、覚書、契約書、諸帳簿等の公務に関する全ての書類のうち処理済みとなったものを事件・事項別に整理して簿冊に編さんし、明治・大正期は8門、昭和期は16門に分類して保存したもの]<sup>(注7)</sup>、「調書」[各局課等が主管の事件・事項の経緯等を執務参考用にまとめたもの]、「議会調書」（大正10～昭和11）<sup>(注8)</sup>等が外交史料館に移管されている。</p>

(48) 下重直樹「平成十五年度財務省移管「昭和財政史資料」一戦前期大蔵省における文書管理と財政史編纂一」『北の丸』42号、2009.10、p.57。

(49) 瀬畑源『公文書をつかう—公文書管理制度と歴史研究—』青弓社、2011、p.29。

内務省	<p>【民部官・民部省】「民部官書記録」(明治元～4)、「土木司回議留」(同)、「庶務司回議」(明治元～3)等が昭和56年度に警察庁から国立公文書館に移管された。</p> <p>【神祇省】「神祇省記録」(明治2)が同上。</p> <p>【警保局】①消防庁で保存されている文書がある<sup>(注9)</sup>。</p> <p>②「単行本処分日誌」(昭和14～18)、「新聞雑誌処分日誌」(昭和10～19)、「外事課例規綴」(昭和11～15)等が終戦後米軍に接収され、米国議会図書館で保管されていたが、昭和49年に返還され、国立公文書館で保管されている。</p> <p>【地方局】地方行政関係の「公文編年録 地方部」(昭和3～7)、例規、伺照会、「地方制度調査会参考資料」、官制改正原議、東京都制案関係等の地方行政関係文書が昭和48年度に自治省から国立公文書館に移管された<sup>(注10)</sup>。</p> <p>【大臣官房都市計画課】道府県の都市計画及都市計画事業の決定書類等(大正9～)が昭和48年度に建設省から国立公文書館に移管された。</p> <p>【土木局】砂防指定地編入指定書告示案(昭和15～)と各河川の発電水利使用計画認可関係文書等(大正2～)と地方鉄道法、軌道法による許可、認可等文書(大正2～)が昭和48年度に、土地収用事業の認定関係文書(昭和2～)が昭和56年度に建設省から国立公文書館に移管された。</p>
大蔵省	<p>「昭和財政史資料」[昭和9年から修史担当者が収集した各部局廃棄資料・不要資料・個人所蔵資料を整理し冊子にまとめたもの]が平成15年度に、「藩制録」[廃藩置県前の明治初年の藩制記録]、「国債寮文書」[明治4～9年の秩禄公債関係文書]ほかの震災「焼残文書」が平成21年度に、「第一類別纂・賠償書類」[対独賠償に関する各種国際会議についての省内起案文書、各省連絡・往復文書、調査等](大正10～昭和10)、「議会参考書」[議会用想定問答、参考係数等]が平成22年度に財務省から国立公文書館に移管された<sup>(注11)</sup>。</p>
陸軍省	<p>【陸軍省】①「陸軍省大日記」[陸軍省発来簡の公文書類の簿冊等の総称]が空襲を避けるため昭和17年のものまでが現在の八王子市柚木にあった陸軍省地下倉庫に保管されていたが、戦後米軍により接収され、昭和33年4月に返還され、防衛研究所戦史研究センターで保管されている。昭和18～20年分は終戦時に焼却されたため数冊しか残っていない<sup>(注12)</sup>。</p> <p>②終戦後、陸軍省から第一復員省、復員庁第一復員局を経て厚生省引揚援護局により引き継がれた「飛行機隊戦闘行動調査書」、「編制人員表」等が、同局から昭和30年に防衛研修所戦史室(現、防衛研究所戦史研究センター)に移管された<sup>(注13)</sup>。</p> <p>③「満受大日記(密)」(昭和10)、「陸満密大日記」(昭和15)[以上関東軍関係受領文書・報告書綴]、「陸支普受文書綴」(昭和13～15)等が終戦後米軍に接収され、米国議会図書館で保管されていたが、昭和49年に返還され、国立公文書館で保管されている。</p> <p>【参謀本部】①大本営陸軍部第20班(戦争指導班)(昭和20年5月に陸軍省軍務課に合併)の「機密戦争日誌」、「大本営政府連絡会議審議録」、「重要国策決定綴」、「御前会議議事録」、「上奏関係綴」等が青梅線沿線の軍務課庶務将校の自宅に搬出され、ドラム缶に詰められて地下に隠匿された。その後、都内某所に移され、発見を免れるため表紙が改装されるなどして、講和条約発効後は、元陸軍大佐服部卓四郎が主宰する「史実研究所」が保管し、服部の死去に伴い、昭和35年6月に防衛研修所戦史室に移された<sup>(注14)</sup>。</p> <p>②「大陸命綴」[大陸命は天皇の統帥命令]、「大陸指綴」[大陸指は参謀総長が発する指示]は、終戦時に作戦課庶務将校により都内某所に隠匿され、その後、保管場所が転々と変えられ、最終的には元陸軍大佐服部卓四郎の自宅倉庫に移され、服部の死去に伴い、防衛研修所戦史室に移された<sup>(注15)</sup>。</p> <p>③平成8年4月末、自衛隊市ヶ谷駐屯地で終戦時に焼却処分に付され、焼け残り、旧尾張藩上屋敷跡の東京都埋蔵文化センターによる発掘調査中に発見された参謀本部第三課が保管していた編制・動員等に関する御裁可書・上奏案、その他様々な文書が東京都から防衛省防衛研究所戦史室に移管された(市ヶ谷台史料)<sup>(注16)</sup>。</p>
海軍省	<p>【海軍省】①海軍省記録庫で保管されていた「公文備考」[海軍省の機密秘密事項以外の普通事項に関する文書簿冊の総称](明治9～昭和12)等は、昭和20年8月に東京帝国大学附属図書館に移管されていた。また、海軍功績調査部が保管していた「各艦隊部隊行動表」、「戦闘詳報」、「戦時日誌」等は、現在の山梨県韮崎市にあった海軍省韮崎分室に戦時中に疎開させていた。これらの文書は、いずれも終戦時の焼却を免れたが、米軍に接収された。昭和33年4月に返還され、防衛研究所戦史研究センターで保管されている<sup>(注17)</sup>。</p> <p>②「公文備考」(大正14)、「外国駐在員報告」(明治42～大正3)等が終戦後米軍に接収され、米国議会図書館で保管されていたが、昭和49年に返還され、国立公文書館で保管されている。</p> <p>③終戦後、海軍省から第二復員省、復員庁第二復員局を経て厚生省引揚援護局により引き継がれた「飛行機隊戦闘行動調査書」、「電報綴」等が、同局から昭和30年に防衛研修所戦史室に移管された<sup>(注18)</sup>。</p> <p>④南方政務部の文書[「海軍南方占領地区」と「海南島関係」]が昭和20年11月に外務省管理局に移管され、昭和42年に外務省記録庫から外務研修所に移され、昭和46年の外交史料館開館時に同館に移管された<sup>(注19)</sup>。</p> <p>【軍令部】①「大海令綴」[大海令は天皇の統帥命令]は第二復員省史実調査部が収集していた軍令部第一部第一課の文書中にあったが、隠匿し接収を免れ、同部の外郭団体である財団法人史料調査会に引き継がれた。昭和53年に復刻版刊行によりその存在が公開され<sup>(注20)</sup>、その後昭和館に引き継がれた<sup>(注21)</sup>。</p> <p>②「年度海軍作戦計画」(昭和12～15年度)等の機密文書が、終戦後、払い出された軍令部の金庫の中から解体業者により発見され、警察に届けられた。この金庫は、昭和20年5月25日の空襲で海軍省・軍令部庁舎が全焼した際に焼失し、開けることができなくなったものであった。これらの文書は、警視庁で保管されていたが、昭和30年に内閣文庫に、次いで昭和43年に防衛研修所戦史室に移管された(霞が関史料)<sup>(注22)</sup>。</p>

司法省	<p>①昭和3年に設置された大臣官房調査課所属司法研究室（図書館）に移管された主として明治期の文書のうち、疎開させず戦災での焼失を免れた一部の国事犯関係記録、「府県伺留」等〔各地の裁判所から司法省に被告人の自供調書（口書）を添えて刑の決定等についての疑義を記した伺いとそれに応える指令の綴〕（明治4～8）が現在、法務図書館で保管されている<sup>(注23)</sup>。</p> <p>②「帰化許可原簿」（明治33～）が昭和47年度に、「登記統計に関する省令、訓令及通達書類」（明治6～）が平成22年度に、「恩赦に関する綴」（大正元～昭和13）が平成27年度に法務省から国立公文書館に移管された。</p>
文部省	<p>①学校台帳等が昭和47、59、60年度に、大臣官房文書課で年ごとに総務・教育・図書・会計・宗教の5門、「いろは」の部、番号の類別に編さんされた記録文書（ほとんどは大正12～）が昭和59年度に文部省から、「教員免許台帳」（大正3～）が平成15年度に文部科学省から国立公文書館に移管された。</p> <p>②明治23年10月30日に総理大臣山県有朋と文部大臣芳川顕正を宮中に召して明治天皇から下賜された金野紙の勅語原本は、関東大震災で金庫内で蒸し焼きとなったが焼失を免れた。昭和37年に日本橋の百貨店「白木屋」で展示された後に行方不明となっていたが、平成24年10月に東京国立博物館内にある文部科学省の書庫で発見された。この文書は、同じく関東大震災での焼失を免れた初代文部大臣森有礼「自警」〔文部官吏の心構えを記したもの〕、「普通教育ニ関スル御沙汰書」等の明治・大正期の「御沙汰」等とともに平成25年度に文部科学省から国立公文書館に移管された<sup>(注24)</sup>。</p>
農林省	<p>官房文書課編さんの「農林公文類聚」（大正12～）のうち例規、保安林編入・解除、蚕種同業組合設置認可文書等が昭和47年度に農林省から、法律・勅令・省令・訓令・告示の制定・改正関係文書（大正12年度～）が平成12年度に農林水産省から国立公文書館に移管された。</p>
軍需省 商工省 ／	<p>①主に昭和17～19年の各局「発来簡綴」、「原議綴」、「瓦斯需給状況報告書」、「瓦斯事業報告書」、奨励金関係文書等が戦後米軍に接收され、昭和33年4月に返還され、防衛研修所戦史室に搬入された。その後長らく箱詰めのままになっていたが、現在は公開されている<sup>(注25)</sup>。</p> <p>②例規類・雑類・閣議等関係文書（大正12～）が昭和47年度に通商産業省から、国有機械台帳（昭和11年～）等が平成19～21年度に経済産業省から国立公文書館に移管された。</p>
通 信 省	<p>【（民部省・大蔵省） 駅通司・寮】「正院本省郵便決議簿」・「駅通寮（本寮）調整決議簿」〔郵便に関する駅通司・寮が属していた民部省・大蔵省の省議の起案文書、決裁文書をまとめた簿冊〕（明治3～6年の一部分のみ残存）が通信博物館に移管され、同館が大正11年12本省庁舎内から麹町区富士見町に移転していたため関東大震災の被災を免れ、現在、郵政博物館で保管されている<sup>(注26)</sup>。</p> <p>【通信省】①大臣官房秘書課「官制改正原議」（大正15年度～）、「分課委任規程書類」（明治18～）等が平成19年度に総務省から国立公文書館に移管された。</p> <p>②電務局外信課の国際電信関係書類、郵務局の特定局配置調書、万国郵便連合関係書類等、貯金局国際業務課文書、貯金局企画課・業務課の振替・為替関係文書、貯金局外国為替課・国際業務課文書、簡易保険局積立金運用課文書、簡易保険局の機構定員関係書類、帝国議会説明資料、その他の通信省文書が昭和47年度に郵政省から国立公文書館に移管された。</p> <p>③電務局の日支通信交渉関係書類、華北電政関係資料等の対中電信関係文書、国際電信関係文書等が通信総合博物館（現、郵政博物館）に移管されている<sup>(注27)</sup>。</p> <p>④国際通信関係文書が戦後、通信省→電気通信省→日本電信電話公社→国際電信電話（株）（平成12年にKDDI（株））と引き継がれ、平成26年12月にKDDI（株）から国立公文書館に寄贈された<sup>(注28)</sup>。</p>
鉄 道 院 ／ 鉄 道 省	<p>【鉄道寮・工部省・鉄道庁・通信省】民部省・大蔵省「鉄道寮事務簿」（明治3～10）、「工部省記録鉄道之部」（明治4～18）、内閣「鉄道局事務書類」（明治18～23）、内務省「鉄道庁事務書類」（明治24～26）（以上の文書は「鉄道古文書」と呼ばれている。）、通信省鉄道公文書が日本国有鉄道に引き継がれ、総裁室修史課で保管されていたが、国鉄民営化後に（財）運輸調査局に、最終的に交通博物館（現、鉄道博物館）に移管された<sup>(注29)</sup>。</p> <p>【鉄道院・鉄道省】①国有鉄道関係の文書は、運輸省から日本国有鉄道に引き継がれたと見られる<sup>(注30)</sup>。</p> <p>②民営鉄道・軌道の各種認可・営業報告（官房文書課で編綴した文書簿冊の鉄道院文書分類「第十門 私鉄鉄道又は軌道」、鉄道省文書分類「第一門 監督」）（明治14～）のうち、</p> <p>a. 国鉄に買収された鉄道・軌道会社の認可文書が運輸省から『日本国有鉄道百年史』の編さんのために日本国有鉄道総裁室修史課に貸し出され、編さん終了後の昭和49年10月に交通博物館に移管された<sup>(注31)</sup>。</p> <p>b. 他の鉄道・軌道会社の認可文書が昭和47、48年度、平成9、12年度に運輸省から国立公文書館に移管された<sup>(注32)</sup>。</p> <p>c. 営業報告書等（明治29～）が、昭和43年に永久保存指定が解除され、現存会社のものは当該会社に返還された。非現存会社のものは廃棄処分となるところ、鉄道史研究者の青木栄一らの保存嘆願により運輸省から国鉄中央鉄道学園に移管され、国鉄民営化により（財）運輸調査局、最終的に交通博物館に移管された<sup>(注33)</sup>。</p> <p>③鉄道会議議事録・議事速記録（明治25～昭和19）（12冊）が上記の「鉄道古文書」と同じ経緯を辿り交通博物館に移管された<sup>(注34)</sup>。</p>
拓務省	<p>東洋拓殖株式会社と台湾拓殖株式会社関係を中心とした拓務省（主として殖産局）とその後継である内務省管理局の文書が昭和22年12月の内務省廃止後、外務省管理局に引き継がれ、その後、外務省本省から茗荷谷研修所に移管され、昭和46年の外交史料館開館以後に同館に移管された<sup>(注35)</sup>。</p>

社会局 内務省 衛生局 厚生省	例規（大正8～）、少年法・少年教護法・児童虐待防止法等関係書類（大正10～）、公益法人認可・許可関係文書（昭和4～）、厚生大臣事務引継事項（昭和14～）、官制関係綴（昭和13～）、収受文書（昭和15～）、予算決算歳入歳出一般各目明細内訳書（昭和13～）、第83・84回帝国議会関係文書、日本医療関係文書（昭和17～）、医師・薬剤師免許証下付申請書（昭和15～）、救護費の限度に関する認可文書（昭和13～14）、医療保護法関係文書（昭和16）、健康保険組合設立認可関係文書、社団・財団法人関係文書等が昭和47年度に、健康保険関係施行文書（昭和18～）が昭和53年度に厚生省から国立公文書館に移管された。 【衛生局保健課】下水道築造認可関係等文書等（大正9～）が昭和48年度に建設省から国立公文書館に移管。 【社会局労働部】公益法人認可・許可関係文書が昭和48年度に、帝国議会資料（昭和2～19）が平成11年度に労働省から国立公文書館に移管された。
大東亜省 興亜院	中支那振興株式会社、華北における法人企業進出並に営業関係、各国における木材及製材農産物・鉱産物関係等の興亜院（主として経済部）とその後継である大東亜省（主として支那事務局）の文書が昭和20年8月の大東亜省廃止後、外務省管理局に引き継がれた。その後、外務省本省から茗荷谷研修所に移管され、昭和46年の外交史料館開館以後に同館に移管された <sup>(注36)</sup> 。
総督府 朝鮮府	総督官房文書課保存の文書が1974年以前に直接に、その他韓国政府中央行政機関が引き継いだ文書が1975年以降に当該機関から韓国の政府記録保存所（現、国家記録院）にそれぞれ移管された <sup>(注37)</sup> 。
総督府 台湾府	総督官房文書課で年ごとに門別類別に編さんされた（昭和11年以降は未編綴）「台湾総督府公文類纂」（明治28～昭和20）（一部の簿冊が紛失）、各部局文書等が1945年10月に中華民国政府に引き渡され、1953年に台湾省文献委員会（2002年に国史館台湾文献館に改組）に移管された <sup>(注38)</sup> 。
樺太庁	現地に残してきた日本の官公署や企業等の文書が1946年にソ連の国立ハバロフスク公文書館に運ばれ、1963年に国立サハリン州公文書館に受け入れられた。樺太庁本庁文書としては、長官官房の雑多な断片的な文書と通信課文書のみが保存されている <sup>(注39)</sup> 。※中央庁文書ではないが、樺太庁東京事務所で保管していた主に予算・決算関係文書が戦後、外務省に引き継がれ、さらに昭和41年に北海道に引き継がれ、北海道立文書館で所蔵されている <sup>(注40)</sup> 。
検査計 査院	「総会議決議録」（明治25～）ほか平成15年度以降に会計検査院から国立公文書館に移管された。
元老院	元老院廃止時に同事務局で保管していた「元老院日誌」（明治8～18）、「会議部」[年ごとに議案下附・返上、議案上奏、檢視上奏、修正報告、意見書、一覧表、雑件に分類して編綴した会議に関する公文書綴]（明治19～23）、「職官部」[人事関係文書綴]（明治19～23）、「元老院報告書」[各期の太政官・内閣への業務報告]（明治8～22）、「元老院会議筆記」（明治9～23）等の元老院関係文書が明治23年の元老院廃止後、内閣記録局に引き継がれ、昭和46年度に総理府から国立公文書館に移管された <sup>(注41)</sup> 。

- (注1) 中野目徹「公文録と太政類典」加藤周一ほか編『日本近代思想大系 別巻』岩波書店、1992、p.12;「官庁公文書及記録ノ復帰ニ関スル件」国立公文書館所蔵『公文類聚 昭和21年』所収
- (注2) 坂本国夫「枢密院の文書について」『北の丸』3号、1974.12、pp.22-35.
- (注3) 石塚一雄「内大臣・宮中顧問官・内大臣府・宮内省文書」『日本古文書学講座 第9巻 近代編I』雄山閣出版、1979、p.87;「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」<<https://shonyobu.kunai-cho.go.jp>>
- (注4) 橋本不美男「宮内省公文書類の編纂保管史」『びぶろす』1巻8号、1950.11、pp.10-11、18; 石塚 同上、pp.83-85; 丸山寿典「宮内公文書館について」『アーカイブズ』52号、2014.3、pp.50-51;「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」同上
- (注5) 「条約書」2017.12.22. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/senzen\\_4.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/senzen_4.html)>
- (注6) 「国書・親書とは」2018.12.14. 同上 <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page25\\_001748.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page25_001748.html)>
- (注7) 「戦前期「外務省記録」」2017.8.22. 同上 <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/senzen\\_1.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/senzen_1.html)>
- (注8) 「外務省記録以外の外交史料（戦前期）」同上 <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/senzen\\_2.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/shozo/senzen_2.html)>
- (注9) 「参議院議員吉川春子君提出「外国軍駐屯地における慰安施設設置に関する内務省警保局長通牒」の保管等に関する質問に対する答弁書」（平成10年11月10日内閣参質143第11号）
- (注10) 永桶由雄「自治省より移管された内務省関係公文書について」『北の丸』13号、1980.12、pp.3-25.
- (注11) 加藤新一「大蔵省」『日本古文書学講座 第9巻 近代編I』前掲（注3）、pp.157-158.
- (注12) 原剛「陸軍省大日記（大正期）」『防衛研究所戦史部年報』1号、1998.3、p.87.
- (注13) 原剛「防衛研究所図書所蔵史料について」高野邦夫編『近代日本軍隊教育史料集成一解説一』柏書房、2004、p.86.
- (注14) 原剛「機密戦争日誌」『防衛研究所戦史部年報』1号、1998.3、p.86; 森松俊夫「弔文」『原四郎追悼録』原四郎追悼録編纂刊行委員会、1993、p.24.
- (注15) 原 前掲（注13）、p.87.
- (注16) 溝部竜「市ヶ谷台史料」『防衛研究所戦史部年報』1号、1998.3、p.82.
- (注17) 『陸海軍記録文書—米側撮影マイクロフィルム篇— 附録 返還の経緯と状況』防衛研修所戦史室、1974、p.134; 田中宏巳「解説」米議会図書館（LC）所蔵の旧陸海軍資料について」同編『米議会図書館所蔵占領接收旧陸海軍資料総目録—1992年5月現在—』東洋書林、1995、p.xiii;「官庁公文書及記録ノ復帰ニ関スル件」前掲（注1）
- (注18) 原 前掲（注13）、p.86.
- (注19) 小池聖一「外交史料館所蔵『海軍省等移管南方軍政関係史料』解題」『外交史料館報』6号、1993.3、pp.98-105.
- (注20) 丸誌特別調査班「天皇と大海令／その謎に関する12章」『丸』31巻6号、1978.6、p.65; 前野和久「官庁文

- 書管理と公文書館の現状』『新聞研究』328号, 1978.11, pp.62-63. 前野は毎日新聞社記者で「大海令」を公開するよう史料調査会関係者に説得した人。両文献で説かれる史料調査会で保管されるまでの経緯が食い違っている。
- (注21) 原剛「私と軍事関係史料」『戦後日本研究会・近代日本史料研究会報告集 1』近代日本史料研究会, 2006, p.100; 「図書検索」昭和館ウェブサイト <<http://www.showakan.go.jp/search/books/index.pkp>>
- (注22) 原 前掲(注13), p.87; 野村實『天皇・伏見宮と日本海軍』文藝春秋, 1988, pp.230-235, 241-243. なお、野村は、現在残っていない「昭和16年度帝国海軍作戦計画」が、これらの文書の中に含まれていたが、警視庁から吉田茂首相に提示された後に、警視庁に戻らず、所在が分からなくなっているとしている(典拠は示されていない)。
- (注23) 浅古弘・岩谷十郎「司法資料保存利用問題」『法制史研究』44号, 1994, pp.182-183; 『法務図書館所蔵貴重書目録 和書』法務図書館, 1973; 司法省調査課編『和漢図書目録 昭和11年末現在』昭和12(1937)。
- (注24) 高橋陽一『くわしすぎる教育勅語』太郎次郎社エディタス, 2019, pp.146-148; 「教育勅語の原本か」『読売新聞』2014.4.8, 夕刊; 「教育勅語の原本、半世紀ぶり確認 国立公文書館で公開へ」『産経新聞』(電子版) 2014.4.8. <<https://www.sankei.com/life/news/140408/lif1404080019-n1.html>>
- (注25) 防衛研究所史料閲覧室「公開目録陸軍 6」2020.3.24. <[http://www.nids.mod.go.jp/military\\_archives/pdf/catalog/a6.pdf](http://www.nids.mod.go.jp/military_archives/pdf/catalog/a6.pdf)>; 原 前掲(注21), p.100.
- (注26) 井上卓朗「郵政資料館所蔵「正院本省郵便決議簿」」『郵政資料館研究紀要』3号, 2012.3, pp.112-114; 「博物館の歴史」郵政博物館ウェブサイト <<https://www.postnuseum.jp/about>>
- (注27) 『図書資料目録 下』郵政省郵政研究所附属資料館, 1992, pp.6-16. 文書の来歴は不明。
- (注28) 高木重治「KDDI旧蔵文書の分析」『北の丸』51号, 2019.3, pp.21-30.
- (注29) 原田勝正「鉄道省・運輸通信省・運輸省」『日本古文書学講座 第9巻 近代編I』前掲(注3), p.157; 三木理史『地域交通体系と局地鉄道—その史的展開—』日本経済評論社, 2000, p.22; 日本国有鉄道総裁室修史課編『鉄道記念物ものがたり 増補改訂版』日本国有鉄道, 1967, pp.30-34; 伊藤麻衣子「文書館・史料館めぐり 交通博物館」『日本歴史』629号, 2000.10, pp.90-91.
- (注30) 日本国有鉄道は、戦時中に鉄道次官、運輸通信省鉄道総局長官等を歴任した元日本国有鉄道総裁の長崎惣之助から寄贈を受けた戦時中の国有鉄道関係文書について、終戦時に焼却された戦時中の公文書の欠落を補うものとしており(日本国有鉄道総裁室『寄贈資料総目録』1960)、日本国有鉄道が戦時期以外の時期の国有鉄道関係文書を運輸省から引き継ぎ、保存していたことが窺われる。
- (注31) 「まえがき」『日本国有鉄道修史資料目録』交通文化振興財団交通博物館, 1975; 佐藤美知男「交通博物館の概要—文書資料を中心に—」『アーカイブズ』21号, 2005.9, p.79)
- (注32) 河野敬一「大正・昭和戦前期における鉄道敷設申請却下について—国立公文書館蔵「鉄道省文書」にみる地方鉄道建設の動向—」『北の丸』28号, 1996.3, p.22.; 同「昭和戦前期までの鉄道関係公文書について—運輸省所蔵公文書を中心に—」『北の丸』30号, 1998.3.
- (注33) 原田 前掲(注29), p.157; 三木 前掲(注29), p.25; 伊藤 前掲(注29), p.91; 佐藤 前掲(注31); 青木栄一「鉄道史研究と『鉄道省文書』」『歴史地理学』46巻4号, 2004.9, pp.4-9.
- (注34) 伊藤 同上, p.91.
- (注35) 熊本史雄「外交史料館所蔵「茗荷谷研修所旧蔵記録」の構造とその史料的位置—拓務省関係文書を中心に—」『外交史料館報』16号, 2002.6, pp.84-88.
- (注36) 同上
- (注37) 村上勝彦「韓国所在の朝鮮総督府文書」井村哲郎編『1940年代の東アジア—文献解題—』アジア経済研究所, 1997, pp.19-27.
- (注38) 檜山幸夫「台湾植民地統治関係史料—台湾総督府文書を中心に—」井村編 同上, pp.41-53. 台湾総督府関連文書の保存の現況については、東山京子「台湾統治関係史料の現状と今後の課題」『広島大学文書館研究叢書』2号, 2016.7, pp.58-60 参照。
- (注39) 佐藤京子「サハリン州の文書館」『北海道立文書館研究紀要』8号, 1993.3, pp.42-43; 井潤裕「資料 サハリン州公文書館の日本語文書」『アジア経済』44巻7号, 2003.7, p.65. サハリン州公文書館では、ほかに豊原警察署文書(216点)、樺太庁通信局文書等を保存。
- (注40) 「樺太庁文書」北海道庁ウェブサイト <<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/mnj/d/guide/a/a09.htm>>
- (注41) 柴田和夫「国立公文書館所蔵元老院関係資料について」『北の丸』6号, 1976.3, pp.15-37.
- (出典) 注に掲げた各文献を基に筆者作成。特に断りのない場合には国立公文書館デジタルアーカイブ及び国立公文書館アジア歴史資料センターのデータベースによる。

表2 裁判記録の保存制度と保存状況

	保存制度の変遷と保存されている裁判記録の内容、引継ぎ等の経緯
民事訴訟事件	<p>【訴訟記録】 明治18年の大審院並びに裁判所の「書類保存規程」（司法省丁第21号達）<sup>(注1)</sup>で判決原本は永久保存、判決原本を除く訴訟記録は有期保存とされた。なお、同規程は審級別に明治8年の大審院、明治5年の司法省裁判所、府県裁判所設置以降の各裁判所の書類に適用があるとされた（同規程第16条、「書類保存規程心得」（明治18年10月24日司法省達）<sup>(注2)</sup>）。大正7年の「民刑訴訟記録保存規程」（司法省法務局庶第7号訓令）<sup>(注3)</sup>により、「重要ナル事件ノ記録ニシテ史料又ハ後日参考ト為ルヘキ」訴訟記録は保存期間満了後も引き続き保存すべきとされた。この規定は昭和28年「事件記録等保存規程」（最高裁判所規程第9号）<sup>(注4)</sup>、さらに現行の昭和39年「事件記録等保存規程」（最高裁判所規程第8号）第9条第2項に引き継がれ、この条項による保存は「2項特別保存」と呼ばれる。保存機関は、昭和28年及び昭和39年の事件記録等保存規程では、民事訴訟記録は当該事件の第一審裁判所と規定された。</p> <p>後述のように平成4年に判決原本の永久保存制が廃止されたのに伴い、最高裁判所事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」（平成4年2月7日総三第8号）で訴訟記録及び判決原本等（事件書類）の特別保存に関する定めが整備され、2項特別保存に該当する事件として「重要な憲法判断が示された事件」等6類型が例示された<sup>(注5)</sup>。しかし、平成31年2月の報道で東京地方裁判所では2項特別保存に付された事件は11件しかなく、多くの著名事件の訴訟記録が既に廃棄され、又は廃棄事務が進められていることが明らかにされた<sup>(注6)</sup>。同年8～9月に最高裁判所は、全国の裁判所を対象に民事訴訟記録の保存状況を調査し、その結果、『憲法判例百選I、II 第6版』（『別冊ジュリスト』49巻4号）有斐閣、2013に掲載された戦後の民事裁判134件のうち117件の記録は廃棄され、残存する記録のうち2項特別保存は8件、国立公文書館移管は1件であることが判明した<sup>(注7)</sup>。同年11月に最高裁判所は、訴訟記録の廃棄の一時停止を指示し<sup>(注8)</sup>、次いで令和2年2月には東京地方裁判所において特別保存の運用要領が作成された。この要領によれば、一般の人からの要望の申出があった場合に、特別保存に付することを決定することがあるほか、①『最高裁判所民事判例集』又は『最高裁判所裁判集（民事）』に判決等が掲載された事件、②当該事件を担当した部から「重要な憲法判断が示された」、「法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された」、「訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された」に該当するとして申出があった事件、③主要日刊紙のうち2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件の記録は、要望の有無にかかわらず2項特別保存に付するとされた<sup>(注9)</sup>。東京地裁は、このときまでに2項特別保存としていた11件に加えて、保存期間満了後も廃棄されずに残っていた337件をこの運用要領により2項特別保存に付することを決定した<sup>(注10)</sup>。同年3月9日に最高裁判所は、東京地方裁判所の運用改善例を全国の裁判所に通知した<sup>(注11)</sup>。</p> <p>【判決原本】 ①明治18年書類保存規程により民事裁判の判決原本は永久保存とされた。以後、民事判決原本は有期保存である訴訟記録から分離され、判決した裁判所で永久保存されてきた。昭和39年事件記録等保存規程<sup>(注12)</sup>では判決原本の保存期間は50年とされたが、附則で「判決の原本の保存期間は、当分の間従前のおりとする。」とされた。その後、平成4年に至り最高裁判所が保存スペースと保存の手間・経費、刑事事件の裁判書（判決原本等）の保存期間を全て有期とする刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）との均衡等を理由にして事件記録等保存規程を改正して附則を削除し、判決原本の保存期間を永久保存から50年とし（平成4年1月23日最高裁判所規程第1号）、上記平成4年2月7日最高裁判所事務総長依命通達の付記で平成5年末までに50年の保存期間が満了したものを平成6年1月から廃棄するとした。これに対し保存運動が起き、最高裁判所との折衝の結果、最初に廃棄が予定された昭和18年末までの下級審の民事判決原本が平成7年までに全国の10国立大学法学部に一時的に移管された<sup>(注13)</sup>。平成11年に国立公文書館が保存する文書の範囲を行政のみから立法、司法を含む国の公文書に拡大した国立公文書館法（平成11年法律第79号）が成立したのを契機にして、国立公文書館、国立大学、日本弁護士連合会の三者で合意が成立し、平成12～23年度に国立公文書館に36,624冊が移管された<sup>(注14)</sup>。</p> <p>②裁判所で保有する歴史公文書の国立公文書館への移管について国立公文書館法第15条に基づき平成21年8月5日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で申合せが締結され、平成21年度以降、司法省から最高裁判所に引き継がれていた大審院民事判決原本（明治8～22）と昭和19年以降の下級審の民事判決原本が国立公文書館に移管された<sup>(注15)</sup>。</p>
刑事訴訟	<p>【訴訟記録】 明治18年書類保存規程により判決原本を除く刑事訴訟記録は有期保存とされた。明治15年施行の治罪法（明治13年第37号布告）には判決と公判調書の原本の保管を裁判所に義務付ける規定があり、この規定は明治23年刑事訴訟法（法律第96号）に引き継がれた。治罪法時代の運用の実態は不明であるが、明治23年刑事訴訟法施行当初は、判決原本は裁判所で保管され、程なくして裁判所に付置された検察局で保管されるようになった<sup>(注16)</sup>。大正7年民刑訴訟記録保存規程により「重要ナル事件ノ記録ニシテ史料又ハ後日参考ト為ルヘキモノ」は、保存期間満了後も引き続き保存すべきとされた。昭和23年の刑事訴訟法（法律第131号）で「訴訟記録の保管…については、別に法律でこれを定める」（第53条第4項）との規定が置かれたが、法律は制定されず、大正7年の保存規程に準拠して従前どおり検察庁で保管された<sup>(注17)</sup>。昭和45年の法務省刑事局長通達「検察関係文書等保存事務暫定要領」（刑事第45号）<sup>(注18)</sup>では、訴訟記録の保存期間は、死刑事件は永久、無期懲役・禁錮以下の事件は有期とされた。1980年代半ば、刑事訴訟法制定後30年以上経過しても立法がなされていない状況に対し、弁護士グループが訴訟記録保存法制定の運動を起し、昭和62年に刑事確定訴訟記録法が制定された<sup>(注19)</sup>。同法では、訴訟終結後、訴訟記録（判決原本を含む。）は第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁で保管し、所定の保存期間経過後、原則廃棄するが、法務大臣が「刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料である」と思料するときは、保存期間満了後も刑事参考記録として保管するという規定が置かれた。ただし、一度刑事参考記録に指定されても、指定を解除して廃棄することが可能であり（記録事務規程第19条）、平成24年から</p>

事件	<p>28年までの5年間に15件の指定が解除され、うち14件が廃棄された<sup>(注20)</sup>。令和元年12月には、法務省が同月25日現在で全国の地方検察庁で保存される明治19年以降の刑事参考記録の764件のリストをインターネットで公開した<sup>(注21)</sup>。なお、大津事件、大逆事件、虎ノ門事件の訴訟記録は、大審院から最高裁判所に引き継がれ、最高裁判所で保存されている<sup>(注22)</sup>。</p> <p>【判決原本】明治18年書類保存規程により、刑事裁判の判決原本は永久保存とされ、判決した裁判所に対応する検察庁で保存されてきた<sup>(注23)</sup>。昭和23年刑事訴訟法施行後は、判決原本の大部分は従前どおり検察庁で保管されたが、最高裁判所と東京、大阪、福岡、札幌及び高松の5高等裁判所が下した判決の原本は、当該裁判所でそれぞれ保管されていた<sup>(注24)</sup>。昭和45年の検察関係文書等保存事務暫定要領では、判決原本の保存期間は禁錮刑以上事件は永久、罰金刑は20年等とされていたが、刑事確定訴訟記録法では、死刑と無期懲役・禁錮事件は100年、有期懲役・禁錮事件は50年等とされ、判決原本も第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁で保管することとされた。同法施行により最高裁判所と5高等裁判所で保管されていたその判決原本も検察庁で保管されることになった<sup>(注25)</sup>。ただし、司法省から最高裁判所に引き継がれていた大審院の刑事判決原本(明治8～昭和22)<sup>(注26)</sup>は、刑事確定訴訟記録法の附則により引き続き最高裁判所で保存されている。明治15年治罪法施行前の判決原本(「裁判言渡書」、「断刑録」等)(維新前～明治14)は、各地方検察庁から平成16年度に国立公文書館に移管されたが<sup>(注27)</sup>、それ以降の判決原本の各地方検察庁における保存状況については、公表されていない。</p>
行政裁判所	<p>行政裁判所の判決原本及び訴訟記録は、東京高等裁判所民事部に引き継がれた。そのうち判決原本は、民事判決原本として東京大学法学部を經由して国立公文書館に移管されたが、訴訟記録は東京高等裁判所庁舎改築中の昭和54年に、東京地方裁判所が同居することになり保存場所がないことを理由にその大半が廃棄された<sup>(注28)</sup>。平成30年の報道によれば、判決原本が綴じ込まれた訴訟記録14件分を最高裁判所、32件分を東京高等裁判所がそれぞれ保管し、最高裁判所保管分については同年に国立公文書館に移管された<sup>(注29)</sup>。</p>
会議法	<p>旧陸海軍の「軍法会議文書」は、全国の12の地方検察庁に引き継がれ、平成28、30年度に各庁から国立公文書館に移管された<sup>(注30)</sup>。</p>
捕獲審検所	<p>①日清・日露・大正3・4年戦役の高等捕獲審検所の「検定書並抗議書類」、横須賀・佐世保捕獲審検所「検審記録」(明治27～大正9)、「捕獲船舶書類」、「引継書類」(明治27～28)が明治29、39、大正9年に内閣記録局・課に引き継がれ<sup>(注31)</sup>、昭和46年度に総理府から国立公文書館に移管された。</p> <p>②横須賀捕獲審検所の「捕獲事件記録」(昭和17～20)は、国土交通省海事局で保存されている。戦後の再審査関係文書のみが平成5年度に運輸省海上交通局から国立公文書館に移管された。</p> <p>③佐世保捕獲審検所の「捕獲事件記録」(昭和17～19)が平成13年度に国土交通省海事局から国立公文書館に移管された。</p>

(注1) 「司法資料保存の歴史と現代的課題 <シンポジウム>」『早稲田法学』69巻2号, 1993, pp.142-143.  
(注2) 同上, p.143.  
(注3) 同上, pp.143-147.  
(注4) 同上, pp.149-151.  
(注5) 服部悟「民事判決原本の永久保存の廃止と民事事件記録等の特別保存について」『自由と正義』43巻4号, 1992.4, pp.110-116.  
(注6) 「重要裁 多数の記録廃棄」『朝日新聞』2019.2.5.  
(注7) 「憲法裁判記録9割廃棄」『読売新聞』2019.10.24.  
(注8) 「裁判記録の廃棄 最高裁「停止を」」『日本経済新聞』2019.11.28.  
(注9) 「民事事件に関する記録及び事件書類の特別保存の要望」裁判所ウェブサイト <[https://www.courts.go.jp/tokyo/about/vcmsFolder\\_1349/vcms\\_1349.html](https://www.courts.go.jp/tokyo/about/vcmsFolder_1349/vcms_1349.html)>  
(注10) 「重要裁判の永久保存徹底へ 記録廃棄、運用見直し—東京地裁」『時事ドットコムニュース』2020.2.20. <<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020021901012&g=soc>>  
(注11) 奥山俊宏「記者解説 廃棄される訴訟記録」『朝日新聞』2020.5.18.  
(注12) 『裁判所時報』415号, 1964.12.15, pp.1-3.  
(注13) 紺谷浩司「民事判決原本の一時保管について」『みんけん—民事研修—』479号, 1997.3, pp.12-14; 服部前掲(注5), pp.109-110.  
(注14) 梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について—民事判決原本利用のための手引き—」『北の丸』44号, 2012.1, p.154.  
(注15) 長谷川久美・有井広光「裁判所が保有する歴史公文書の移管」『アーカイブズ』38号, 2010.1, pp.40-45.  
(注16) 「司法資料保存の歴史と現代的課題 <シンポジウム>」前掲(注1), p.76.  
(注17) 第66回国会衆議院法務委員会議録第3号 昭和46年9月3日 p.17. 辻辰三郎法務省刑事局長の答弁。  
(注18) 「司法資料保存の歴史と現代的課題 <シンポジウム>」前掲(注1), pp.152-153.  
(注19) 浅古弘・岩谷十郎「司法資料保存利用問題」『法制史研究』44号, 1994, p.169.  
(注20) 第196回国会衆議院法務委員会議録第6号 平成30年4月4日 p.10. 辻裕教法務省刑事局長の答弁。  
(注21) 「刑事参考記録一覧の掲載について(令和元年12月25日現在)」法務省ウェブサイト <[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji02\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji02_00001.html)>  
(注22) 第196回国会衆議院法務委員会議録第9号 平成30年4月18日 p.17. 中村慎最高裁判所事務総局総務局長の答弁。  
(注23) 竹澤哲夫「司法資料の保存と利用—判決原本・民事に続いて刑事へ—」『アーカイブズ』29号, 2007.7, p.30.  
(注24) 古江頼隆「刑事確定訴訟記録法の基本問題(1)」『研修』475号, 1988.1, p.44.  
(注25) 同上  
(注26) 荒巻正夫「大審院及び最高裁判所裁判原本の整理を終って」『法曹』160号, 1964.2, pp.22-23.  
(注27) 国立公文書館デジタルアーカイブ  
(注28) 三上昭美「総説」『日本古文書学講座 第9巻 近代編I』雄山閣出版, 1979, p.16. なお、裁判記録ではな

いが、「行政裁判所総会議事録」は、昭和20年4月14日の空襲で行政裁判所庁舎が焼失した際に、全部焼失した（「官庁公文書及記録ノ復帰ニ関スル件」国立公文書館所蔵『公文類聚 昭和21年』所収；諸橋襄「行政裁判所についての追憶」憲法発布百周年・憲法学会創設三十周年記念論文集編集委員会編『憲法百年』憲法学会、1990、p.15）。

（注29）「戦前の「行政裁判所」の記録、最高裁が保管」『産経新聞』（電子版）2019.8.4. <<https://www.sankei.com/affairs/news/190804/af1908040005-n1.html>>

（注30）「軍法会議録を一般公開へ、法務省「二・二六事件」資料など」『日本経済新聞』（電子版）2014.8.26. <<https://www.nikkei.com/article/DGXLZO76149320W4A820C1CR8000/>>

（注31）内閣記録局「引継書目録 自明治二十二年二月五日至大正十二年九月二十八日」（国立公文書館所蔵）

（出典）注に掲げた各文献を基に筆者作成。特に断りのない場合には国立公文書館デジタルアーカイブ及び国立公文書館アジア歴史資料センターのデータベースによる。

### Ⅲ 歴史公文書が残っていない場合の原因

前章で見てきたように国の機関において歴史公文書が残っていない場合がある。本章ではその原因となった出来事や事情を整理する。

#### 1 庁舎火災による公文書の焼失

近代日本においては、震災、戦災を始めとする火災が公文書が残っていない大きな原因となっている。中央行政省庁・官衛が保管・保存する明治以降の公文書が火災により焼失した事例は、表3のとおりである。

表3 中央行政省庁・官衛が保管・保存する明治以降の公文書の火災による焼失事例

	公文書焼失の状況
太政官・内閣・総理庁	明治6年5月5日の皇城の火災で太政官庁舎が類焼し、文書の大半が焼失した <sup>(注1)</sup> 。昭和15年6月20日の落雷による火災で対満事務局と企画院の庁舎が焼失し、対満事務局の文書が焼失し、企画院では物資動員関係書類は搬出されたが、その他の文書が焼失した <sup>(注2)</sup> 。昭和20年5月25日の空襲により内閣庁舎が全焼し <sup>(注3)</sup> 、法制局で保管していた高等試験の受験者の成績を記録した文書等を含む文書全て <sup>(注4)</sup> 、内閣官房会計課の例規（明治23～昭和20年度）及び昭和16年度以降の文書、その他の内閣の文書が焼失した <sup>(注5)</sup> 。昭和23年2月26日の総理庁庁舎の火災で中央公職適否審査委員会・公職資格訴願審査委員会の追放関係文書、行政調査部の統計文書等が焼失した <sup>(注6)</sup> 。
宮内省	明治6年5月5日の皇城の火災で宮内省庁舎が焼け、文書の過半が焼失した <sup>(注7)</sup> 。関東大震災では、和田倉門内の諸陵寮で御陵関係の記録等公文書165冊が焼失したが <sup>(注8)</sup> 、虎ノ門にあった図書寮の文庫で保管していた明治6年以降の文書は、職員9名の必死の防火活動により被災を免れた <sup>(注9)</sup> 。
外務省	外務省が明治初期に編さんした幕末外交史料集『続通信全覧』の一部の簿冊及びその他の編さん物が文部省維新史料編纂事務局に貸出中に同事務局が関東大震災で被災し焼失した。昭和17年1月の庁舎火災で条約改正関係の文書（分類の2門）が焼失した（655冊）。昭和20年5月25日の空襲で「耐爆ビル」と記録書庫を残して庁舎が焼失し、通商局など各主管局課で保管中の文書が焼失した <sup>(注10)</sup> 。
内務省	明治8年7月3日の本省庁舎の火災で、明治6年11月の内務省設置以来の文書と設置時に大蔵省から引き継いだ文書の大半が焼失した <sup>(注11)</sup> 。関東大震災で本省庁舎が焼け、一部重要文書は搬出されたが、文書のほとんどが焼失した <sup>(注12)</sup> 。
大蔵省	関東大震災により本省庁舎が全焼し、文書のほとんどが焼失して、157冊のみ残存した（焼残文書） <sup>(注13)</sup> 。昭和15年6月20日の落雷による火災で本省庁舎が全焼した。コンクリート造の書庫内の「昭和財政史資料」等の文書は焼失を免れ、また、一部重要文書は搬出されたが、本庁舎で利用中・保管中の文書が焼失した <sup>(注14)</sup> 。
海軍	昭和20年5月25日の空襲により霞が関にあった海軍省・軍令部庁舎、永田町にあった海軍施設本部の木造庁舎が全焼し <sup>(注15)</sup> 、海軍省、軍令部、海軍施設本部の文書が焼失した <sup>(注16)</sup> 。
司法省	昭和20年3月10日の空襲で本省庁舎は司法研究室（図書館）の建物以外は全焼し <sup>(注17)</sup> 、司法研究室に移管されていた文書を除き明治以降の文書が全部焼失した <sup>(注18)</sup> 。ただし、大審院判決原本は戦時中に長野地方裁判所に疎開させていたため焼失を免れた <sup>(注19)</sup> 。また、司法研究室の文書のうち法典編さん資料、刑法官・刑部省・弾正台文書のほとんど全部と各種国事犯裁判関係一件書類、治外法権撤廃前の外国人犯罪の長崎駐在外国領事への引継文書等の重要資料1,634冊と刑事局の「参考資料」（内容は不明）は、甲府刑務所に疎開させていたが、同年7月7日の空襲で同刑務所が被災し焼失した <sup>(注20)</sup> 。

文部省	関東大震災で本省庁が全焼した <sup>(注21)</sup> 。「罹災ノ当夜重要書類ヲ文部大臣官邸ニ移シ」 <sup>(注22)</sup> 、森有礼「自警」や「普通教育ニ関スル御沙汰書」等の御沙汰書は焼失を免れた。教育勅語原本は、これらの重要書類とは別に庁舎内の金庫で保管され、蒸し焼きになり、損傷を受けた <sup>(注23)</sup> 。
農商務省	関東大震災で木挽町庁舎が焼失し、諸種 <sup>(注24)</sup> の原簿・調査資料が焼失した <sup>(注24)</sup> 。
軍需省	昭和20年5月25日の空襲により、本省書庫狭あいのため木挽町旧商工省庁舎で保存していた文書課保存に係る昭和17年以前の例規を除く省受文書全部が焼失した <sup>(注25)</sup> 。
逓信省	明治40年1月22日の木挽町本省庁舎の火災で一部の部局の文書が焼失した <sup>(注26)</sup> 。関東大震災により木挽町本省庁舎が焼失し、駅逓局時代以来の旧記録3万冊が焼失した <sup>(注27)</sup> 。昭和15年6月20日に大手町にあった外局の航空局庁舎への落雷で同庁舎が全焼したが <sup>(注28)</sup> 、重要文書は搬出され、金庫中の文書は焼け残った <sup>(注29)</sup> 。
鉄道省	関東大震災の際には官房文書課等の重要書類大半と文書課書類編纂掛の保管書類倉庫2棟分のほとんどを東京駅降車口に搬出し焼失を免れた <sup>(注30)</sup> 。
厚生省	昭和15年6月20日の落雷による火災で大手町庁舎の大半が焼失し、文書庫も焼失し、焼失を免れた半焼の事務室も消火の際に水浸しとなり、文書の被害は甚大であった <sup>(注31)</sup> 。昭和20年2月25日の空襲で軍事保護院の文書のほとんどが焼失した <sup>(注32)</sup> 。
大東亜省	昭和20年5月25日の空襲により庁舎（赤坂区葵町の満鉄ビル）が火災を起こし <sup>(注33)</sup> 、文書が焼失した <sup>(注34)</sup> 。
会計検査院	関東大震災で庁舎が全焼し、人事関係書類、総会議決議録などが持ち出されただけで、その他の書類が全部焼失した <sup>(注35)</sup> 。昭和20年6月25日の空襲で院内の倉庫1棟が焼失し、決算確定済みの念のために保存されていた昭和14～18年度の各省の計算書が焼失した <sup>(注36)</sup> 。

(注1) 「皇城炎上記録焼失二付御達願何書謄写可差出皆省府県ヘノ達」国立公文書館所蔵『公文録 明治6年』所収  
 (注2) 「六月二〇日火災当時の手記（佐野）」（国立公文書館所蔵「皇居御濠外諸官衙（企画院、大蔵省等）火災関係記録」所収）

- (注3) 内閣官房編『内閣制度九十年資料集』大蔵省印刷局、1975、p.1408。  
 (注4) 高辻正巳「内閣法制局のあらまし—再建二〇周年に寄せて—」『時の法令』793号、1972.8、p.36。  
 (注5) 「官庁公文書及記録ノ復帰ニ関スル件」国立公文書館所蔵『公文類聚 昭和21年』所収。その他、明治19年から昭和20年に至る間の内政、外事に関する内閣の特殊文書が焼失したと報告されているが、どのような文書かは不明。  
 (注6) 「総理庁と書類全焼」『読売新聞』1948.2.27。  
 (注7) 宮内庁編『明治天皇紀 第3（明治六年一月 - 明治九年十二月）』吉川弘文館、1969、pp.61-62。  
 (注8) 内務省社会局編『大正震災志 下』大正15（1926）、p.750。  
 (注9) 大森金五郎「典籍名宝の焼失を惜みて」同『史伝史話—随感随録— 続編』文友社、大正14（1925）、pp.33-34。  
 (注10) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年 下巻』原書房、1969、pp.1290、1294-1295；濱田耕平「外交史料館所蔵「外交公文」と明治初期外務省の編纂事業」『外交史料館報』28号、2014.3、pp.106-107；吉村道男「外交文書編纂事業の経緯について」『外交史料館報』1号、1988.3、p.75；細谷千博ほか「座談会 外交史料館の二十年と将来」『外交史料館報』5号、1992.3、pp.44-45；小池聖一「外務省文書・外務省記録の生成過程—外務省文書の文書学的一試論—」『日本歴史』584号、1997.1、p.12。  
 (注11) 『内務省第一回年報 自明治八年七月至明治九年六月 一』（復刻：大日方純夫ほか編『内務省年報・報告書 第1巻（明治8年7月～9年6月 上）』三一書房、1982、p.164）  
 (注12) 内務省社会局編 前掲（注8）、pp.750-751；内田魯庵「典籍の廢墟—失はれたる文献の追懐—」斎藤昌三編『紙魚繁昌記—魯庵隨筆— 続』書物展望社、昭和4（1929）、pp.12-13。震災当時、大臣官房秘書課雇であった遠山範重は「重要書類、とくに本省、各府県別の高等官の履歴書綴、略履記載台帳、その他の書類」を大臣官邸に運んだと回想している（大霞会編『内務省外史 続』地方財務協会、1987、pp.72-73）。また、地方局町村課に勤務していた川村芳次は、内務省創設以来の省議決定や行政実例などの最重要な簿冊を大臣官邸に運んだと記している（川村芳次『地方自治創造の喜び 改訂』私家版、1978、p.69、415）。  
 (注13) 内務省社会局編 前掲（注8）、pp.750-751；大森とく子「大蔵省資料と財政史編集—行政文書の収集・整理・保管の軌跡—」『びぶろす』34巻2号、1983.2、p.5；加藤新一「大蔵省」『日本古文書学講座 第9巻 近代編Ⅱ』雄山閣出版、1979、p.157。  
 (注14) 大森 同上、p.5；加藤 同上、pp.154-155。  
 (注15) 野村寛『天皇・伏見宮と日本海軍』文藝春秋、1988、p.231；浄法寺朝美『日本防空史』原書房、1981、p.92。  
 (注16) 総司令部の指令を受けて、昭和21年1月に第二復員省が総司令部に提出した報告書では、大臣官房の文書の大部分、電信課の文書の全部、軍務局の文書、軍需局の文書の10分の9、海軍施設本部の文書の全部、軍令部の文書が焼失したとされている（「官庁公文書及記録ノ復帰ニ関スル件」前掲（注5））。  
 (注17) 『司法沿革誌 続』法務省大臣官房司法法制調査部、1963、p.285。  
 (注18) 手塚豊「司法省非常勤嘱託前後の思い出」『民事研修』371号、1988.3、pp.3、4、6。  
 (注19) 荒巻正夫「大審院及び最高裁判所裁判原本の整理を終って」『法曹』160号、1964.2、p.24。  
 (注20) 「はしがき」『法務図書館所蔵貴重書目録 和書』法務図書館、1973。（なお、戦災で焼失した資料1,634冊の目録は「戦災による焼失図書」としてpp.57-63に掲載）；『司法沿革誌 続』前掲（注17）、p.312；手塚 前掲（注18）、pp.5-6。  
 (注21) 内務省社会局編 前掲（注8）、p.218。  
 (注22) 文部大臣官房文書課編『日本帝国文部省第51年報 自大正12年4月至大正13年3月 上巻』昭和2（1927）、p.35。  
 (注23) 「教育勅語の原本か」『読売新聞』2014.4.8、夕刊。  
 (注24) 内務省社会局編 前掲（注8）、pp.250、759-760。  
 (注25) 「空襲ニ依ル省受文書焼失ニ関スル件」（20文第231号昭和20年6月1日）（国立公文書館所蔵「雑綴 自昭和19年1月至昭和20年6月 軍需省大臣官房文書課」所収）  
 (注26) 「逓信省構内の火事」『読売新聞』明治40（1907）.1.23；「逓信省庁舎焼失後報」『同』明治40（1907）.1.24；「坂

- 野鉄次郎氏に聴く』『通信協会雑誌』320号、昭和10(1935).4, p.125.
- (注27) 通信省編『通信事業史 第1巻』通信協会、昭和15(1940), p.849; 内務省社会局編 前掲(注8), p.760.
- (注28) 「大蔵省外九官衙焼く」『朝日新聞』昭和15(1940).6.21; 「全焼した建物」『同』昭和15(1940).6.22, 夕刊.
- (注29) 「官衙地獄耳」『経済マガジン』昭和15(1940).8, p.82.
- (注30) 「震災日誌」『国有鉄道震災誌』鉄道省、昭和2(1927), p.3.
- (注31) 富田博正「厚生省」『日本古文书学講座 第9巻 近代編I』前掲(注13), pp.226-227.
- (注32) 甲賀春一編『本庄総裁と軍事保護院』青州会、1961, p.255. なお、残る文書も、同院の後継の保護院が昭和21年に廃止され、四散したとしている。
- (注33) 田尻愛義『田尻愛義回想録—半生を賭けた中国外交の記録—』原書房、1977, pp.122-123; 「宮家、官公衙に被害」『朝日新聞』昭和20(1945).6.10.
- (注34) 河村一夫「拓殖務省・拓務省・大東亜省」『日本古文书学講座 第9巻 近代編I』前掲(注13), p.235. ただし、同書は「大東亜省は、戦災で書類一切を焼失した」とするが、満鉄ビルは全焼したわけではなく、一切を焼失したというのは疑わしい。
- (注35) 会計検査院『会計検査院百年史』大蔵省印刷局、1980, p.259.
- (注36) 「官庁公文書及記録ノ復帰ニ関スル件」前掲(注5)
- (出典) 注に掲げた各文献を基に筆者作成。

関東大震災の際の火災によって江戸幕府の文書と明治・大正時代の各省の公文書の多くが焼失し、我が国の公文書保存にとって最も甚大な被害を被った。一方、戦災では、法制局や司法省のように大きな被害を受けた機関もあったとはいえ、昭和19(1944)年頃から各官庁で公文書の疎開<sup>(50)</sup>を行っていたため、庁舎は焼失したが重要な文書が失われることは少なかった<sup>(51)</sup>。

## 2 敗戦時の公文書の焼却処分

敗戦時の公文書の焼却が国のどのレベルで決定されたかについてははっきりしない部分がある。終戦時の大蔵大臣であった廣瀬豊作は、昭和27(1952)年に行われた旧大蔵省による財政史編さんのためのOBへの聞き取りの中で、終戦直後に戦犯追及を回避するため軍・各省関係の公文書焼却の方針を閣議で決定したと語っている<sup>(52)</sup>。これに対し、終戦時、内務省警保局保安課長であった岡崎英城は、連合国最高司令官総司令部国際検察局で尋問を受けた際に昭和20(1945)年8月14日か15日の次官会議で敵手に渡り害あるもの全ての文書の焼却が決定され、自身には灘尾弘吉内務次官から焼却の命令が伝達され、灘尾から他の全省に同一の命令が出されていると聞いたと供述している<sup>(53)</sup>。また、終戦時、内務省地方局事務官(事務官は現在の課長補

50) 梅原康嗣「公文書の疎開と復帰」『北の丸』39号、2006.10, pp.3-18を参照せよ。

51) 高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』柏書房、1982, pp.259-263.

52) 廣瀬の発言は以下のとおり。鈴木貫太郎内閣時代は非常に多忙な上に多数の事件が起こり「内閣の中でやることも、ほとんど新聞に発表しないことが多く、記録に残らず、実行して闇から闇に葬られることも相当あったと思う。私もご承知のとおり終戦直後、資料は焼いてしまえという方針に従って焼きました。これはわれわれが閣議で決めたことですから、われわれの共同責任のわけですが、あの当時、当然アメリカだけが来て今日のような態度でやってくれるということがわかっておれば問題はなかった。なにもそれほど用心する必要はない。その当時の予想としては交戦国のいずれが来るか、全然わかっていなかった。おそらく中国、アメリカ、ソ連と皆来るであろう。もっともソ連も満州でやったようなあんなむちゃをやるとは、当時は思わなかった。ソ連とは最近まで、条約によって戦争はなかった。逆に中国は満州事変、支那事変で先方において恨みを抱いておることが相当あって、中国が来たら相当の仕返しをするだろうということが一番懸念していた。そういうことが一番の恐れであった。そういうわけで資料は全部焼くという大方針が決まったわけであるが、閣僚各自、自分の持っているものを焼こう。軍の関係あるいは各省関係の書類についても同様の措置を採ろうというので、それぞれ所管大臣から命令を出して、できるだけ早く焼いてしまえと通達したわけですから、残ったものはあまりないであろうと思う。しかし、全国の出先の各機関に急速に命令を浸透させることは、なかなか一朝一夕にやれるものではないので、例外として焼け残ったものが相当あったであろうことは想像できる。」(広瀬豊作口述「二・二六事件から鈴木終戦内閣閣議相まで」大蔵省大臣官房調査企画課編『聞書戦時財政金融史—昭和財政史史談会記録—』大蔵財務協会、1978, pp.140-141)

53) 「Memorandum from Mr. R. H. Larsh, "Burned Documents", 13 June 1947」(栗屋憲太郎・吉田裕編集・解説『国際検察局(IPS)尋問調書 第8巻』日本図書センター、1993, p.338. 岡崎はこの尋問で次いで8月18日の次官会議で一定の文書のみを焼却が決定され、月末前にいかなる文書も焼却すべきでないとの指示が出されたと供述している。国際検察局は、捜査をしたが、結局文書焼却を誰が命令したかを確定することができなかった。

佐に相当)であった奥野誠亮は、昭和 35 (1960) 年に行われた座談会において、総務局長会議<sup>(54)</sup>で公文書焼却が決定され、陸海軍はその系統を通じて下部に通知し<sup>(55)</sup>、内政関係は地方総監府、府県知事、市町村の系統で通知することになり、陸海軍に行って調整したと語っている<sup>(56)</sup>。

軍部を始め治安関係や物資動員計画等、戦争遂行に関係する部署<sup>(57)</sup>では特に秘密書類に関して「一片の残紙もなき様に」徹底した廃棄が行われたようである<sup>(58)</sup>。その他の省庁の各部署では、焼却は基本的に機密文書、戦争遂行関係の文書を対象に、事務室の棚や引き出しにあったもの<sup>(59)</sup>や、文書課や局で保存・保管されていたもの<sup>(60)</sup>などが焼却されたと推測されるが、

54 戦時中に陸海軍軍務局・企画院と密接な連絡機関として設置された各省の総務局長又は官房長の会議で、「会議と同時に実行の報告を行う「会報」という陸軍内部の用語」が使われ「総務局長会報」が正式の名称であった(村井哲也『戦後政治体制の起源—吉田茂の「官邸主導」—』藤原書店, 2008, pp.95, 132, 310; 「総務局長会議について」(昭二三、八、一九案)内閣官房内閣参事官室『芦田内閣次官会議書類(其四)』(国立公文書館所蔵)所収)。

55 極東国際軍事裁判に検察側証拠として「本官は茲に昭和二十年八月十四日陸軍大臣の命令に依り高級副官の名を以て全陸軍部隊に対し「各部隊の保有する機密書類は速かに焼却」すべき旨を指令されたことを証明する。右は在京部隊に対しては電話に依りその他に対しては電報を以て伝達された此の電報及原稿は共に焼却された。昭和 21 年 8 月 5 日」という旨の、終戦時に陸軍省高級副官であった美山要蔵復員庁第一復員局文書課長の宣誓供述書が提出されている(『極東国際軍事裁判速記録』第 148 号 昭和 22 年 1 月 9 日 p.4)。一方、「陸軍秘密書類其ノ他重要ト認ムル書類(原簿共)ハ各保管者ニ於テ焼却セシムヘシ但シ最后迄暗号電報ヲ発受シ得ル如ク措置シアルヲ要ス焼却報告ハ不要ナリ」と命じる昭和 20 年 8 月 15 日付けの参謀総長名の通牒「陸軍秘密書類焼却ニ関スル件」(大本営陸軍部参密第 2 号第 626)が残っている(渡辺正氏所蔵資料集編集委員会編著『終戦前後の参謀本部と陸地測量部—渡辺正氏所蔵資料集—』大阪大学文学研究科人文地理学教室, 2005, p.73)。

56 関係する発言は以下のとおり。「奥野[誠亮] 僕が思い[ママ]のは、十五日の何日か前に、終戦処理の方針をきめなければいけないので……これは入江さんから伺つたのです、終戦になるのだと。だからどう処理するかということで、内務省で各省の総務局長会議を入江さんが主宰されてやつたと思う。そのときいろいろなのが議論になつたが、……(中略)……公文書は焼却するとかいつた事柄が決定になり、これらの趣旨を陸軍は陸軍の系統を通じて下部に通知する、海軍は海軍の系統を通じて下部に通知する。内政関係は地方総監、府県知事、市町村の系統で通知することにしました。これは表向きには出せない事項だから、それとこれとは別ですが、とにかく総務局長会議で内容をきめて、陸海軍について、さらに陸海軍と最後の打ち合わせをして、それをまとめて地方総監に指示することにした。十五日以後は、いつ米軍が上陸してくるかもしれないので、その際にそういう文書を見られてもまづいから、一部は文書に記載しておくがその他は口頭連絡にしようということで、小林さんと原文兵衛さん、三輪良雄さん、それに私の四人が地域を分担して出かけたのです。それが何日に出発したかは覚えていないのですが……。入江[誠一郎] 十六日だと思います。『山崎内務大臣時代を語る座談会』自治大学校史料編集室, 1960, pp.2-3(天川晃・田口一博編『戦後自治史関係資料集(DVD-ROM版)—第1集—(地方制度改革)第1部』丸善, 2000所収)なお、このとき出張したのは地方局の事務官であるが、原は終戦時に警保局の事務官であり、原自身も生前のインタビューで否定しており、原が出張したというのは奥野の記憶違いである(「元従軍慰安婦への償い アジア女性基金の原文兵衛理事長に聞く」『朝日新聞』1996.6.9)。

57 満洲国での公文書焼却について、傅雨「日本侵略者销毁档案 毁灭侵华罪证」『兰台内外』1995(4), p.9(井村哲郎「1940年代の中国東北関係資料」同編『1940年代の東アジア—文献解題—』アジア経済研究所, 1997, pp.64-65でこの記事の該当部分を訳して紹介)によると、8月16日の「満洲日人官吏首脳者会議」で我が国が統治した時期の全ての機密文書の破棄が決定され、武部六蔵総務長官から満洲国の各部署に機密文献・文書の焼却が命令された。國務院と総務庁では16日と17日の両日に総務庁地下室の暖房用ボイラーで焼却され、その他の各部署でもそれぞれ11日から18日の間に焼却されたという。一方、満洲国総務庁企画処第一部事務官であった岡村安久は、8月11日早朝に全ての保管文書の焼却が各部署に指令され、手元で管理していた大半の永久保存の文書大型キャビネット4本分を庁舎地下2階のボイラー室に運び3基あったうちの1基のボイラーで焼却した、山田総務長官秘書官も向かい側のボイラーで文書を終始無言で焼却していたと具体的な回想を残している(岡村安久『満洲亡国記—崩壊前後の体験的証言—』岡村安久, 1982, pp.43-44)。

58 「憲兵隊司令部本部長 昭和 20 年 8 月 20 日憲秘庶第 377 号 秘密書類焼却に関する件通牒」『極東国際軍事裁判速記録』第 148 号 昭和 22 年 1 月 9 日 p.4. この通牒は、占領軍に押収された鹿児島地区憲兵隊「発来翰綴」に含まれていたもので、極東国際軍事裁判に検察側証拠として提出された。

59 例えば、内務省地方局行政課で衆議院議員選挙法を台湾、朝鮮及び樺太に施行するための改正案の立案を行っていた小林與三次は、改正法の一部書類を他の戦争関係の書類とともに庁舎の外務省側の南玄関前の空き地で焼却したと回想している(小林與三次『私の自治ノート』帝国地方行政学会, 1966, pp.108-109)。農林省山林局で主任技師として物資動員計画の中の軍事用材の確保の仕事をしていた柴田栄は、終戦のときに秋田に行っていたところ、高さ2メートル、幅1メートルくらいの戸棚二つに入っていた資料が、焼かなくてもいいような印刷物や図書とともに部下の下僚により全部焼かれてしまい、後で困ったことがあったと回想している(柴田栄『林野に生きる』[柴田栄], 1974, pp.109-110)、など。

その全体像は明らかでない<sup>(61)</sup>。

上記の内政面での通知により地方の町村役場や国民学校・中学校などでも廃棄が行われた。長野県の町村長宛の指示では、焼却の対象は「各種機密書類、物動〔引用者注 物資動員計画の略〕関係書類、其ノ他国力判定ノ基トナル如キ数字アル文書（統計印刷物等）並ニ之等台帳等」で、特に保存の必要のあるものは所轄官庁と打合せの上、隠匿等適宜の措置を講ずるとされた<sup>(62)</sup>。

外務省では、「外務省文書処理方針及臨時外務省文書委員会ノ設置ニ関スル件」（昭和20年8月7日決裁）に基づき、「文書処理ニ関スル件」（昭和20年8月17日文書課長）により疎開場所と本省で明治以来の重要記録（昭和20（1945）年5月の戦災による焼失冊数とあわせて6,698冊）が焼却された<sup>(63)</sup>。焼却対象は中国関係、ソ連関係、枢軸関係の順で多かったという<sup>(64)</sup>。

大蔵省では、終戦時の文書の焼却ではなく、昭和20（1945）年9月に本省庁舎が占領軍に接収された際に3日という短時間の引っ越しの混乱の中で、各部局それぞれの仮移転先に十分なスペースがなかったため、不要と判断された大量の文書が焼却された<sup>(65)</sup>。

### 3 連合国による公文書の接収

太平洋戦域での戦場でろ獲した文書の米陸海軍共同の翻訳センターであるワシントン・ドキュメント・センターは1943年から活動を開始し、占領開始後、1947年にかけて我が国の外交文書や焼却を免れた陸海軍、省庁や政府関係機関等の文書を接収し、同センターに送付した。その後、日本政府からの返還請求により、外交文書は昭和27（1952）年以降<sup>(66)</sup>、陸海軍文書は昭和33（1958）年に、米国議会図書館で保管されていた刊行物中に混在していた陸海軍や警察関係の文書等は昭和49（1974）年に返還され、それぞれ現在、外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センター、国立公文書館で保管されている<sup>(67)</sup>。

ただし、証拠としての一体性を保つために米国政府が返還しない方針を取っている極東国際

(60) 終戦時、軍需省化学局化政課で同局の庶務を担当していた植田義雄は、回想座談会でいわゆる資料以外の公文書（決裁文書の意）も全部焼いたかと聞かれ、これを肯定している（産業政策史研究所編『産業政策史回想録 第13分冊』産業政策史研究所，1982，p.60）。内務省大臣官房文書課事務官であった大山正は、「内務省の文書を全部焼くようにという命令が出ました。後になってどういう人にどういう迷惑がかかるか分からないから、選択なしに全部燃やせということで、内務省の裏庭で、三日三晩、炎々と夜空を焦がして燃やしました。」（大霞会編『内務省外史 続』地方財務協会，1987，p.308）と回想している。

(61) 終戦時の厚生省健民局長であった伊藤謹二は終戦直後各庁では非常に慌てて文書を焼却し後で仕事に困った局や省があったが、自分が関係した部署では書類をほとんど焼かず、後で何ら不便を感じなかったと回想している（『伊藤謹二』『社会局参拾年』厚生省社会局，1950，p.83）。ほとんど文書を焼かなかった部署も多くあったと思われる。

(62) 松本市文書館所蔵東筑摩郡今井村（現、松本市今井）役場文書中に残存していた松筑地方事務所長から各町村長宛の昭和20年8月18日付けの指示「機密重要書類焼却ノ件」による（小松芳郎「終戦時の文書廃棄」『信濃』55巻8号，2003.8，pp.627-638）。

(63) 外務省百年史編纂委員会編 前掲注37，pp.1295-1297；吉村道男「外交文書編纂事業の経緯について」『外交史料館報』1号，1988.3，p.75；小池聖一「外務省文書・外務省記録の生成過程—外務省文書の文書学的一試論—」『日本歴史』584号，1997.1，p.12。

(64) 細谷千博ほか「座談会 外交史料館の二十年と将来」『外交史料館報』5号，1992.3，p.45。

(65) 大森とく子「大蔵省資料と財政史編集—行政文書の収集・整理・保管の軌跡—」『びぶろす』34巻2号，1983.2，p.5）。前述の渡辺武は「夜を徹して書類の整理や荷物の運搬をしたが、文字通り山のような書類を内庭で焼いた。」（渡辺武「私の履歴書」日本経済新聞社編著『私の履歴書 第49集』日本経済新聞社，1973，pp.259-260）と回想している。

(66) 返還の経緯の詳細については、筆者が執筆した「外務省文書（MF：Library of Congress 編纂）」国立国会図書館リサーチ・ナビウェブサイト <<https://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/Gaimusho.php>> を参照。

(67) 田中宏巳「〔解説〕米議会図書館（LC）所蔵の旧陸海軍資料について」同編『米議会図書館所蔵占領接収旧陸海軍資料総目録—1992年5月現在—』東洋書林，1995，pp.ix-xi；「被接収公文書の返還」『北の丸』2号，1974.3，pp.31-34。

軍事法廷関係の文書を始め、未返還の文書が存在する。内閣で保管されていた文書について昭和 53 (1978) 年に行われた調査によれば、昭和 21 (1946) 年から昭和 23 (1948) 年までに 971 冊が接収され、昭和 21 (1946) 年から昭和 52 (1977) 年までの間に 8 年 11 回にわたり 293 冊が返還され、678 冊が未返還で、未返還資料の大部分は捕獲審検所関係書類や総力戦研究所関係資料で、決裁文書は少ないとされている<sup>(68)</sup>。

在外公館の文書も連合国により接収された。そのうちの一部分は米国国立公文書館<sup>(69)</sup>など<sup>(70)</sup>で保管されている。

#### 4 不要文書の廃棄

我が国の行政機関における文書事務の問題点として、文書が組織の共有物として管理されず、担当者の個人任せになり、文書に対する共有化意識が希薄化し、専有化や私物化の傾向を助長し、組織として体系的な文書管理がなされていないことが挙げられてきた。その結果、担当者がいないと文書の所在が分からなかったり、文書を重複して保管したり、必要以上に長期にわたり保管し、不要文書が事務室内のスペースを圧迫していることが指摘されてきた<sup>(71)</sup>。既に戦前期において「各庁の現状を視るに不要の書類も其の俤、保管せられるので逐次保管書類も厩大となり之が格納に多数の書庫を必要」<sup>(72)</sup>としていると問題とされていた。昭和 30 年代後半にはデスクや廊下に書類が山積みされていることが問題視されており<sup>(73)</sup>、昭和 50 (1975) 年頃と昭和 61 (1986) 年の調査でも状況に変わりはなく、事務室内のロッカーやキャビネット、書庫に収容しきれなくなった文書がデスクの上・下、ロッカー・キャビネット等の上、書庫以外の廊下、会議室や雑件倉庫でも保管されていた<sup>(74)</sup>。報道によれば不要文書としては、没になった立案書類、出先機関からの報告書類、地方団体からの陳情書が多くあったということである<sup>(75)</sup>。

そもそも文書を保管する各課において個々の文書について保存期間の設定を行い、当該文書にそれを表示することが行われていないことが多かった<sup>(76)</sup>。文書に廃棄年や保存期間が明示されていない不要文書の処分は、課の慣行的方針か担当者の決定によったが、後者の場合は、後で必要と分かった文書を廃棄していたとき、責任を問われるおそれがあるところから、全く不要になった文書でも取っておかれ、それが「文書氾濫」の原因の一つとなったと指摘されていた<sup>(77)</sup>。

(68) 公文書専門官室「公文書の接収、返還、未返還台帳」(内閣関係)について『北の丸』34号, 2001.11, pp.88-117.

(69) 米国が終戦時に接収した在埠公使館、在独大使館の文書の一部などが米国国立公文書館で保管されている(「外務省文書」前掲注60中の関連資料“Records of Former German and Japanese Embassies and Consulates, 1890-1945”参照)。

(70) 在独日本大使館で接収された文書(「在仏公館往復留」(明治8~17)、「在英米公館往復留」(明治8~13)など)がロンドン大学東洋アフリカ学院(SOAS)経由でダーラム大学図書館に寄贈されている(渡辺浩一「在英日本史料の所在状況」『史料館研究紀要』29号, 1998.2, p.38)。

(71) 北田祐幸「国の行政機関における文書管理の現状と課題」『自治研究』64巻1号, 1988.1, pp.87-95.

(72) 鈴木嘉一企画院調査官「今次、火災の教訓(第一報)」昭和15(1940).6.22。(国立公文書館所蔵「特別資料 第七類 災害関係 皇居御濠外諸官衙(企画院、大蔵省等)火災関係記録 昭和十五年」所収)

(73) 行政管理庁行政能率調査班「行政における文書管理の諸問題」『O&M情報』1巻3号, 1963.1, p.3.

(74) 行政管理庁行政管理局「各省庁における文書管理に関する調査結果」『O&M情報』1976.3, pp.42-45; 北田 前掲注(71), pp.87-94.

(75) 「700億円捨てました お役所の不要書類整理」『朝日新聞』1969.2.4.

(76) 行政管理庁行政管理局 前掲注(74), pp.47-48.

(77) 大野邦彦「警察関係資料ファイリングシステムについての一考察」『警察学論集』18巻7号, 1965.8, p.126; 鈴木 前掲注(72)でも、「書類は定期的に検査して不要のものはドシドシ処分する事が大切である。而して之が処分は下僚では仲々やり得ないから上司は之を励行する様、検査指導の要がある。」としている。

このような状況に対し、行政管理庁行政管理局では昭和 42（1967）年から毎年 11 月に各省統一文書管理改善週間を設定し、文書の廃棄量を報告させて、不要文書の廃棄を奨励した<sup>(78)</sup>。この週間には大量に文書が廃棄された。国立公文書館設立後であっても、同館に移管すべき歴史資料として重要な文書は何か省庁の担当者には認識されておらず<sup>(79)</sup>、不要文書として省庁の判断のみで廃棄された文書のうちにはそのような文書が含まれていたはずである。前述のように公文書管理法により保存期間 1 年以上の行政文書の廃棄には内閣総理大臣（内閣府）の同意が必要とされるようになったが、同法施行後には行政文書に当たらないということで廃棄された例もあった<sup>(80)</sup>。

不要文書の大量廃棄の事例として、以下に 2 事例を挙げておく。

### ① 戦争末期の文書廃棄

太平洋戦争末期に閣議決定された「決戦非常措置要綱」(昭和 19 年 2 月 25 日)のうちの「一三、保有物資ノ積極的活用 広ク官公署、会社、家庭等ニ於ケル保有物資ノ積極的ナル活用供出ヲ図ル（之ガ為例ヘバ各官公署、会社等ニ於ケル物資ノ保存年限等ヲ極度ニ短縮ス）」に基づく昭和 19（1944）年 2 月 28 日の次官会議決定「官庁ノ文書物品等ノ整理並ニ其ノ積極的活用供出ニ関スル件」<sup>(81)</sup>において官庁に保管された不要文書を整理するため、「官庁ノ保存文書ニ徹底的ニ再検討ヲ加ヘ真ニ必要ナルモノ以外ハ総テ之ヲ廃棄スルコト 官庁ノ文書保存ニ関スル規程等ハ必要ニ応ジ速ニ改正スルコト」という方針が示され、各省庁で保存年限の規程が改正され保存年限を短縮<sup>(82)</sup>した上で、不要文書の大量廃棄が行われた<sup>(83)</sup>。この措置は中央省庁にとどまらず、内務省の通牒に基づき地方でも行われた<sup>(84)</sup>。

### ② 行政機関情報公開法施行前の廃棄

NPO 法人情報公開クリアリングハウスが、行政府省が行政文書を廃棄する際に溶解処理、粉碎処理（段ボールごと粉碎する方法）、シュレッダーくずのリサイクル処理を行っているところから、それらについての業者との契約文書を各府省に情報公開請求することにより閲覧し、その処理の実態を調査した報告書<sup>(85)</sup>が公表された。それによると、平成 13（2001）年 4 月の

(78) 行管庁「各省統一文書管理改善週間の実施結果」『行政監察情報』775号, 1969.2.6, p.6; 『朝日新聞』前掲注(75)

(79) 平成 17（2005）年に行った各省庁の文書管理担当者のアンケート調査で公文書の移管が進まない原因として「歴史資料として重要な公文書等」の定義を明確にしてほしいという回答が最も多数を占めている（内閣府「歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート結果」2004.3, p.3）。

(80) 富士山測候所で職員が 68 年間綴り、気象観測のほか、空襲などの状況も記録し、その一部が歴史資料として研究論文などにも引用されていた「カンテラ日誌」40 冊が「毎日の出来事や感想を個人的に書き留めたもの。職務ではなく、行政文書に当たらない。」という理由で不要文書として保存先の東京管区気象台で廃棄された（「富士山頂日誌 既に廃棄」『毎日新聞』2018.8.10）。

(81) 「例規 官庁ノ文書物品等ノ整理並ニ其ノ積極的活用供出ニ関スル件並ニ官吏ノ出張ノ制限ニ関スル件」（国立公文書館所蔵）

(82) 例えば、内務省では「内務省関係文書ノ整理ニ関スル件」（国立公文書館所蔵「警保局長決裁書類 昭和 19 年」所収）で内務省保存規程を改正し、永久保存を法令等、訴願裁決等、高等官履歴に限定し、その他は 20 年とし、以下、保存年限ごとに期間が短縮された。情報局について、「情報局文書取扱中改正並ニ保存文書ノ廃棄ニ関スル件」（情官文第 17 号 昭和 19 年 3 月 20 日次長決裁）（国立公文書館所蔵「昭和十九年 主要文書綴（三）情報局総裁官房文書課」所収）。

(83) 大蔵省では、この決定等に基づく「大蔵省保存文書等非常措置要綱」により保存文書の廃棄と疎開が行われた（「大蔵省文庫保蔵文書ノ廃棄並疎開ニ関スル件」国立公文書館所蔵「昭和財政史資料 第 9 号 文書 文書課帳簿 疎開文書等」所収）。

(84) 愛知県と台湾総督府について、加藤聖文「喪われた記録—戦時下の公文書廃棄—」『国文学研究資料館紀要』1号, 2005.3, pp.15-20; 埼玉県について、芳賀明子「失われた行政文書—戦中・終戦時における行政文書の廃棄について—」『文書館紀要』（埼玉県立文書館）8号, 1995.3, pp.92-95.

(85) 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス「各行政機関の文書廃棄量調査結果」2004.12.7. <<http://clearing-house.org/wp-content/uploads/e3ddc05b19e8d5b32923e9971dba431d.pdf>>

行政機関情報公開法施行前の特に平成 12（2000）年度に文書の廃棄量が顕著に増加していた。

読売新聞の取材によると、増加の原因は、永久保存規定がなくなったことや、施行前に保存期間満了の不要文書を整理したというのが回答を得られた各省庁の回答であった<sup>(86)</sup>。しかし、歴史資料としては価値が高いと思われる政策決定過程のやり取りを実名入りで詳細に記録した「白表紙」と呼ばれる記録がこのときに廃棄されたとの報道もなされている<sup>(87)</sup>。

## 5 決裁文書中心の保管・保存実務

我が国では、文書の種別ごとに決裁・収受順に文書を綴じ込んでいく大福帳式とも呼ばれる簿冊編綴方式が一般的であった。決裁文書は決裁後起案課（原課）に戻され、原課で保管される。各種会議資料、国会答弁資料・説明資料等の決裁文書以外の文書は、関係者に配付されるが配付先では短期間のうちに廃棄され、担当課で正本・原本が保管される<sup>(88)</sup>。その後、文書の利用率が低下すると大臣官房文書主管課や各部局の主務課に引き継がれ保存される<sup>(89)</sup>。明治 20（1887）年前後に文書管理制度が確立して以来、決裁文書が文書管理の中心であり、上記の保管・保存の過程において、決裁文書をきちんと漏れなく保存することが担当者の注意すべき事項となってきたのに対し<sup>(90)</sup>、決裁文書以外の文書はそもそも保存年限が定められていなかった場合も多く、残っていないことが多い<sup>(91)</sup>。

また、前述のように外務省では事件ごとに過程を示す文書を綴じ込み、文書の関係性を明らかにする一件書類の編さんが行われてきたが<sup>(92)</sup>、他の省庁では、そのような一件書類の編さんが組織的に行われてこなかった。そのため、そのような書類は残っていない。それに代わるものとして、担当者が日々の業務の中で作成・収受し、配付された文書、決裁文書の写し、メモなどを自身の執務用に案件別に綴じ込み、作成したファイルがある。しかし、こうしたファイルは、作成した本人以外には分かりにくいものであり<sup>(93)</sup>、人事異動の際に廃棄されてしまうことが多い<sup>(94)</sup>。後任者に引き継いだり、課や係に残したりした場合でも担当者の交替や庁舎・

<sup>(86)</sup> 「情報公開法」直前 10 官庁、行政文書の廃棄急増 識者ら「不自然」『読売新聞』2004.12、夕刊。

<sup>(87)</sup> 「公文書、縮む範囲」『朝日新聞』2018.7.19。

<sup>(88)</sup> 内閣府公文書監察室『行政文書の管理に係る取組の実態把握調査—調査報告書—』2019.4、p.27。

<sup>(89)</sup> 北田 前掲注(71)、pp.91-92。現用文書の事務室内での保管に対し、利用率が低下した文書の書庫等での保存と使い分けられている。

<sup>(90)</sup> 公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会第 2 回会合（平成 17 年 7 月 15 日）で文部科学省大臣官房総務課文書管理班の資料係長は、同省が収受した接受文書、決裁文書、懇談会議事録など決裁に至るまでに参考した文書である一般文書のうち、決裁文書が文書管理の中心であり、「少なくとも起案文書については、漏れなく体系的に整理して保存していきたいということで管理しているところです。」と述べている（内閣府大臣官房管理室「公文書等の中間段階における集中管理の仕組みに関する研究会 第 2 回議事要旨」2005.7.15、pp.8-9）。

<sup>(91)</sup> 中小企業庁長官を最後に退官後、日本軍の南方軍政の研究者となり、通商産業省史の編さんにも関わった岩武照彦は、「一昨年来、産業政策史研究所の仕事のお手伝いをしているが、通産省の資料が残存していないのに驚く。私なんかも資料を粗末にした方だが、一般的にいて、諸先輩まだしも、同輩の OB の方にも現役の人達も、左様ではないだろうか。」として「現役の方々、とくに事務次官や外局の長官各局長や官房長には、退官または転任の際、お手許の書類——会議や打合せの書類をはじめ、国会答弁資料や大臣説明資料、引継事項何でも結構です——を整理の上、通産支部図書館に一括送付されることをお願いしたい。」と記している（岩武照彦「資料あさりの中から」『通産ジャーナル』82 号、1978.2、p.62）。

<sup>(92)</sup> 小池 前掲注(63)

<sup>(93)</sup> 都留重人『随想と思い出』（都留重人著作集 第 12 巻）講談社、1976、p.186 は、「資料整理の方法なども規格化していないから通常ひきついででも後任者に利用が困難な場合が多いだろう」としている。

<sup>(94)</sup> 終戦直後の一時期、経済安定本部総合調整委員会副委員長の職にあった経済学者の都留重人は、在職中に受け取った資料を分類整理して積み上げると 7メートルくらいになるファイルを作成したが、役職が廃止され後任者もいなかったので自宅に持ち帰り処分した、同僚に聞くと後任者があっても持って帰るのが普通で参考資料がまとまっていないで不便すると言われたと記している（同上、p.185）。ただし、例えば、昭和 10 年代か

事務室の移転等の際に廃棄され、最終的には残らない<sup>(95)</sup>。実際にこれらのファイルが残っているのは、文書保存に熱心な担当者が自宅に持ち帰って保存し、本人又はその遺族により出身省庁や図書館等に寄贈される場合に限られているのが実情である<sup>(96)</sup>。

米国では文書をフォルダに挟み込み、項目別に分類してキャビネットの引き出しに縦に並べて収納するファイリングシステムが採用され、多数のフォルダから成るファイル（レコード・シリーズ）ごとにレコード・スケジュールが作成される。この場合、ファイルに収められた文書1件ごとではなくファイルについて保存期間が設定され、ファイル内の全ての文書はファイルと同じ保存期間となる<sup>(97)</sup>。これによりファイルに綴じ込まれた様々な文書が漏れなく国立公文書館・記録管理庁（NARA）に移管される。

我が国でも戦後、文書を誰でもすぐに取り出し、不要文書を適切に廃棄することができる管理方法として行政管理庁等によりファイリングシステムの導入が推進された。しかし、既存の文書単位の保存期間制度の下において、「捨てリング」と呼ばれたようにファイリングシステムの確実な廃棄に役立つ面ばかりが強調され<sup>(98)</sup>、案件に関係する文書を漏れなく編さんしたファイルを残していくことに役立つ面には関心が持たれなかった。

また、米国では連邦各省の長官、次官、次官補、次官補代理等の高官の文書ファイルがNARAでの永久保存の対象とされている。この高官ファイルには当該高官が収受し、作成し、維持している特定の事件、問題、主題事項に関して集められたファイル、概要書・資料、往復文書、覚書、日程表、出張記録、手書きメモなどが含まれ、一般的に幹部職員が相談を受け、政策決定に関与する広範な問題を反映するものとされる<sup>(99)</sup>。しかし、我が国では大臣、次官、局長等の各幹部職員の文書ファイルを省・局の文書ファイルと別に編さんし、保存する制度は作られなかった。米国の省庁では、業務のマニュアル化が進み、個々人の所掌事務の範囲が明確に定められ、所掌事務と決定・発信の権限が不可分に結び付けられ、各職員が管理すべき文書の範囲が明確である。これに対して、我が国の省庁では明治以来、稟議制が取られ、所掌事務と決定・発信権限とが乖離し、所掌事務も省・局・課・係という単位組織について概括的に規定されるのみで、個々の幹部職員の所掌事務については規定されず、各個人はその単位組織

ら昭和20年代前半に商工省の課長や物価庁の部長を歴任した岩崎松義は、当時資料を後任者に全部引き継いだと述べている（産業政策史研究所編 前掲注60, p.59）など、都留の体験を一般化することはできない。

<sup>95</sup> 伊牟田敏充「商工省・軍需省」『日本古文書学講座 第9巻 近代編I』雄山閣出版, 1979, p.205.

<sup>96</sup> 担当者が作成したファイルの例として、前述の岩武は「私の記憶では、書類整理の達人は、小金義照、北野重雄の両先輩だった。お二人とも暇さえあれば、例の千枚通しを持って書類をキチンと綴じ、板紙の表紙をつけ、肉太の達筆で表題を書いて居られた。先日も、「燃料調査委員会関係資料 [ママ] 小金事務官」という五十年前の三冊ものの資料が、図書館から出てきて、われわれを驚喜させた。大正の終り昭和の初め、現在喧ましい石油政策の最初の発端を物語る資料なのだ。まさに文化財ものだ。」（岩武 前掲注91）と記している。なお、この「燃料調査委員会関係書類」（3冊）は、小金が自宅に持ち帰っていたもので、通商産業省において昭和23（1948）年頃から開始した『商工政策史』や『商工行政史』編さん事業においてOBへの史料寄贈の求めに応じて寄贈され（伊牟田 同上）、平成23（2011）年度に経済産業研究所から国立公文書館に移管されている。

<sup>97</sup> “Guide to the Inventory, Scheduling, and Disposition of Federal Records.” NARA website <<https://www.archives.gov/records-mgmt/scheduling>>

<sup>98</sup> 坂口貴弘『アーカイブズと文書管理—米国型記録管理システムの形成と日本—』勉誠出版, 2016, p.332. キャビネット内の文書をよく使用するものに限るため、年数の経過により使用しなくなった1件ごとの文書又はフォルダを抜き取り、廃棄年別の保存箱などに移し替え、永久保存以外は年限が到来すれば廃棄するという方法が取られた（大野 前掲注77, pp.123-124; 大石三紗子「ファイリング・システムと文書の秩序維持について—埼玉県立文書館における歴史的資料の整理業務から—」『文書館紀要』（埼玉県立文書館）24号, 2011.3, pp.38-39）。

<sup>99</sup> 例えば、“0004: Records of High-Level Officials,” Department of the Interior – Department Records Schedule 3 – Policy, [p.7]. <[https://doi.opengov.ibmcloud.com/sites/doi.gov/files/uploads/drs\\_3\\_policy\\_schedule\\_final\\_approved\\_3-10-2016.docx\\_1.pdf](https://doi.opengov.ibmcloud.com/sites/doi.gov/files/uploads/drs_3_policy_schedule_final_approved_3-10-2016.docx_1.pdf)>

に属することでその組織の所掌事務を他の所属員と協力して行うことになっている。そのため、幹部職員の収受・作成する文書と省・局・課の組織で保管される文書の多くが重複する。その結果、各幹部職員の文書ファイルが別個に編成されることにはならなかったと考えられる<sup>(100)</sup>。

前述のように公文書管理法では、これまでの文書単位の保存期間別の保存制度を改め、一連の業務プロセスに係る全体を把握するため、一連の業務プロセスに係る相互に密接に関連を有する文書を一つの文書ファイルにまとめ、文書ではなくファイルに保存期間を設定することとした。これにより一連の業務プロセスに係る文書がまとめて保存され、ファイルの中から一部の文書を抜き出して廃棄することが認められないため<sup>(101)</sup>、歴史公文書とされたものはまとめて国立公文書館に移管されることになる。ただし、文書を文書ファイルにまとめるに当たっては、「保存期間を同じくすることが適当なものに限る。」という留保がつけられているため、適当でないと判断すれば別のファイルにすることも可能であり<sup>(102)</sup>、ファイルの網羅性が確保されるか否かは、今後の運用次第といえる。

## おわりに

国の機関における昭和 20（1945）年以前の公文書の保存状況を見てきて、歴史資料として重要な公文書が残っていない場合の原因は、震災その他による庁舎火災での焼失や敗戦時の焼却処分といった事情もあるが、公文書保存制度自体にもあった。歴史公文書のうち政策決定過程の文書について見れば、担当者が自宅に持ち帰って図書館等に寄贈した公文書なくして、行政機関で制度に従って保存されてきた公文書だけでは歴史研究が成り立たないという事実<sup>(103)</sup>は、明治 20（1887）年前後に確立した文書保存制度が歴史公文書の保存には適していなかったことを示しているといわざるを得ない。

公文書管理法では、歴史公文書を保存し、将来の国民への説明責任を果たすために、これまでの国の機関の文書管理制度や実務の慣習を断ち切って新たな制度を構築した。この制度が実務に定着して、将来いかに充実した内容の歴史公文書を残すことができるか、今後の運用を注視していく必要がある。

（やまだ としゆき）

（本稿は、筆者が調査及び立法考査局に在職中に執筆したものである。）

<sup>(100)</sup> 杉浦允ほか『情報公開と文書管理』ぎょうせい、1997、p.110；大森彌「日本官僚制の事案決定手続き」日本政治学会編『現代日本の政治手続き』岩波書店、1986、pp.88-89；同『官のシステム』（行政学叢書 4）東京大学出版会、2006、p.63 を参考にした。

<sup>(101)</sup> 内閣総理大臣官房公文書管理課 前掲注(34)、p.18 (Q13)。

<sup>(102)</sup> 三木由希子「なぜ安倍政権の「公文書隠し」は起きたのか、ゼロから解説する」『現代ビジネス』2017.11.14。  
<<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/53433?page=3>>

<sup>(103)</sup> 瀬畑 前掲注(49)、pp.29-30。